

議事日程（第2日）

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 議案第1号 北方町印鑑条例の一部を改正する条例制定について (町長提出)
- 第3 議案第2号 北方町職員定数条例の一部を改正する条例制定について (町長提出)
- 第4 議案第3号 北方町一般職の任期付職員の採用等に関する条例制定について (町長提出)
- 第5 議案第4号 公益的法人等への北方町職員の派遣等に関する条例制定について (町長提出)
- 第6 議案第5号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例制定について (町長提出)
- 第7 議案第6号 北方町職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例制定について (町長提出)
- 第8 議案第7号 北方町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例制定について (町長提出)
- 第9 議案第8号 北方町非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について (町長提出)
- 第10 議案第9号 北方町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について (町長提出)
- 第11 議案第10号 北方町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について (町長提出)
- 第12 議案第11号 北方町上水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定について (町長提出)
- 第13 議案第12号 工事請負契約の締結について (町長提出)
- 第14 議案第13号 工事請負契約の締結について (町長提出)
- 第15 議案第14号 令和元年度北方町一般会計補正予算（第6号）を定めるについて (町長提出)
- 第16 議案第15号 令和元年度北方町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を定めるについて (町長提出)
- 第17 議案第16号 令和元年度北方町南東部開発事業特別会計補正予算（第1号）を定めるについて (町長提出)
- 第18 議案第17号 令和2年度北方町一般会計予算を定めるについて (町長提出)
- 第19 議案第18号 令和2年度北方町国民健康保険特別会計予算を定めるについて (町長提出)
- 第20 議案第19号 令和2年度北方町後期高齢者医療特別会計予算を定めるについて (町長提出)
- 第21 議案第20号 令和2年度北方町南東部開発事業特別会計予算を定めるについて (町長提出)

- 第22 議案第21号 令和2年度北方町下水道事業特別会計予算を定めるについて (町長提出)
 第23 議案第22号 令和2年度北方町上水道事業会計予算を定めるについて (町長提出)
 第24 議案第23号 北方町地域福祉計画を定めるについて (町長提出)
 第25 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第25まで

出席議員 (10名)

1番	石井伸弘	2番	神谷巧
3番	村木俊文	4番	松野由文
5番	三浦元嗣	6番	杉本真由美
7番	安藤哲雄	8番	鈴木浩之
9番	安藤浩孝	10番	井野勝巳

欠席議員 (なし)

説明のため出席した者の職氏名

町長	戸部哲哉	副町長	中村正
教育長	名取康夫	総務課参事	奥村英人
福祉健康課参事	林賢二	教育次長	有里弘幸
都市環境課 技術調整監	桜井孝昭	総務課長 兼防災安全課長	臼井誠
教育課長	浅井孝彦	住民保険課長	福田宇多子
健康づくり担当課長	大塚誠代	都市環境課長 兼上下水道課長	山田潤
税務課長 兼福祉健康課長	木野村英俊	会計室長	横田紀彦
税務課主幹	畑中章吾	防災安全課主幹	高崎健一
上下水道課主幹	北中龍一		

職務のため出席した事務局職員の氏名

議会事務局長	小島伸也	議会書記	牧野拓也
議会書記	石崎啓明		

○議長（安藤浩孝君） 皆さん、どうも改めましておはようございます。

コロナウイルスによる新型肺炎が今、全世界に拡大をしておるところでございますが、健康への影響というのは無論のことではありますが、経済もかなりの直撃をするのではないかというふう
に今思っているところでありまして、私たちの日々の暮らしに深く影を落としてくるのではない
かという、大変今心配をしておるところであります。

今定例会におきましても、日程の変更ということでございまして、本日は質疑と一般質問を同
時に行うということで、私もこの12年間議会のほうに加えさせていただいておりますが、初めて
の経験ということでございますが、どうぞよろしくお願いをいたしたいと思えます。

ただいまから令和2年第1回北方町議会定例会第2日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（安藤浩孝君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、議長において、4番 松野由文君及び5
番 三浦元嗣君を指名します。

日程第2 議案第1号

○議長（安藤浩孝君） 日程第2、議案第1号 北方町印鑑条例の一部を改正する条例制定につ
いてを議題とします。

提案説明が終わっておりますので、これから質疑を行います。

〔「終結」の声あり〕

○議長（安藤浩孝君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第1号については、厚生都市常任委員会に付託したいと思
います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（安藤浩孝君） 異議なしと認めます。したがって、議案第1号は、厚生都市常任委員会に
付託することに決定しました。

日程第3 議案第2号

○議長（安藤浩孝君） 日程第3、議案第2号 北方町職員定数条例の一部を改正する条例制定に
ついてを議題とします。

提案説明が終わっておりますので、これから質疑を行います。

〔「終結」の声あり〕

○議長（安藤浩孝君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第2号については、総務教育常任委員会に付託したいと思
います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（安藤浩孝君） 異議なしと認めます。したがって、議案第2号は、総務教育常任委員会に
付託することに決定しました。

日程第4 議案第3号

○議長（安藤浩孝君） 日程第4、議案第3号 北方町一般職の任期付職員の採用等に関する条例
制定についてを議題とします。

提案説明が終わっておりますので、これから質疑を行います。

三浦議員。

○5番（三浦元嗣君） すみません、1点お尋ねしておきます。

この条例の制定で、第2条の高度の専門的な知識、経験または優れた見識を有する方、この方
が実際に運用する相手としてある、それを前提にしてつくられたということですが、その
第2項で、それ以外に専門的な知識、経験を有する者を同じように業務に従事させることができ
るというふうになっていますが、その中で1番、2番、3番、4番と4種類の該当する方々をそ
れぞれ想定しています。ただ、こちらのほうは、今回特にどういう職種でどういう方というよ
うなことは想定されていないと、そういうふうになっております。

そこで、実は私、この後一般質問の中でICT支援員についてちょっとお尋ねしようと思っ
ているんですが、この中の2番、当該専門的な知識、経験が急速に進歩する技術に関わるもので
あること、その他当該専門的な知識経験の性質上、当該専門的な知識、経験が必要とされる業務。
こういうふうになっておりますけれども、特にICT技術というのは急速に進歩する技術であり
まして、これに該当するようなどころもあるのではというふうに思っていますが、もしその必要
性が一定の期間に限られるということであれば、これを使って雇用するというのも可能なので
しょうか。その点、お伺いしておきたいと思えます。

○議長（安藤浩孝君） 臼井総務課長。

○総務課長兼防災安全課長（臼井 誠君） 失礼します。

ICTの支援員が今回の任期職員に該当するかどうかですが、教育委員会のほうで、どういっ
た支援員が必要かというのがまだ具体的には分かっておりませんので、具体的に分かりましたら、
こちらのほうも検討の一つになるかと思えます。

○議長（安藤浩孝君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第3号については、総務教育常任委員会に付託したいと思
います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（安藤浩孝君） 異議なしと認めます。したがって、議案第3号は、総務教育常任委員会に付託することに決定しました。

日程第5 議案第4号

○議長（安藤浩孝君） 日程第5、議案第4号 公益的法人等への北方町職員の派遣等に関する条例制定についてを議題とします。

提案説明が終わっておりますので、これから質疑を行います。

〔「終結」の声あり〕

○議長（安藤浩孝君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第4号については、総務教育常任委員会に付託したいと思っております。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（安藤浩孝君） 異議なしと認めます。したがって、議案第4号は、総務教育常任委員会に付託することに決定しました。

日程第6 議案第5号

○議長（安藤浩孝君） 日程第6、議案第5号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

提案説明が終わっておりますので、これから質疑を行います。

〔「終結」の声あり〕

○議長（安藤浩孝君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第5号については、総務教育常任委員会に付託したいと思っております。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（安藤浩孝君） 異議なしと認めます。したがって、議案第5号は、総務教育常任委員会に付託することに決定しました。

日程第7 議案第6号

○議長（安藤浩孝君） 日程第7、議案第6号 北方町職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

提案説明が終わっておりますので、これから質疑を行います。

〔「終結」の声あり〕

○議長（安藤浩孝君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第6号については、総務教育常任委員会に付託したいと思っております。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（安藤浩孝君） 異議なしと認めます。したがって、議案第6号は、総務教育常任委員会に付託することに決定しました。

日程第8 議案第7号

○議長（安藤浩孝君） 日程第8、議案第7号 北方町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

提案説明が終わっておりますので、これから質疑を行います。

〔「終結」の声あり〕

○議長（安藤浩孝君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第7号については、総務教育常任委員会に付託したいと思っております。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（安藤浩孝君） 異議なしと認めます。したがって、議案第7号は、総務教育常任委員会に付託することに決定しました。

日程第9 議案第8号

○議長（安藤浩孝君） 日程第9、議案第8号 北方町非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

提案説明が終わっておりますので、これから質疑を行います。

〔「終結」の声あり〕

○議長（安藤浩孝君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第8号については、総務教育常任委員会に付託したいと思っております。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（安藤浩孝君） 異議なしと認めます。したがって、議案第8号は、総務教育常任委員会に付託することに決定しました。

日程第10 議案第9号

○議長（安藤浩孝君） 日程第10、議案第9号 北方町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

提案説明が終わっておりますので、これから質疑を行います。

〔「終結」の声あり〕

○議長（安藤浩孝君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第9号については、総務教育常任委員会に付託したいと思

います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（安藤浩孝君） 異議なしと認めます。したがって、議案第9号は、総務教育常任委員会に付託することに決定しました。

日程第11 議案第10号

○議長（安藤浩孝君） 日程第11、議案第10号 北方町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

提案説明が終わっておりますので、これから質疑を行います。

〔「終結」の声あり〕

○議長（安藤浩孝君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第10号については、厚生都市常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（安藤浩孝君） 異議なしと認めます。したがって、議案第10号は、厚生都市常任委員会に付託することに決定しました。

日程第12 議案第11号

○議長（安藤浩孝君） 日程第12、議案第11号 北方町上水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

提案説明が終わっておりますので、これから質疑を行います。

〔「終結」の声あり〕

○議長（安藤浩孝君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第11号については、厚生都市常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（安藤浩孝君） 異議なしと認めます。したがって、議案第11号は、厚生都市常任委員会に付託することに決定しました。

日程第13 議案第12号

○議長（安藤浩孝君） 日程第13、議案第12号 工事請負契約の締結についてを議題とします。

提案説明が終わっておりますので、これから質疑を行います。

〔「終結」の声あり〕

○議長（安藤浩孝君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第12号については、総務教育常任委員会に付託したいと思います。

います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（安藤浩孝君） 異議なしと認めます。したがって、議案第12号は、総務教育常任委員会に付託することに決定しました。

日程第14 議案第13号

○議長（安藤浩孝君） 日程第14、議案第13号 工事請負契約の締結についてを議題とします。
提案説明が終わっておりますので、これから質疑を行います。

〔「終結」の声あり〕

○議長（安藤浩孝君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第13号については、総務教育常任委員会に付託したいと思
います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（安藤浩孝君） 異議なしと認めます。したがって、議案第13号は、総務教育常任委員会に付託することに決定しました。

日程第15 議案第14号

○議長（安藤浩孝君） 日程第15、議案第14号 令和元年度北方町一般会計補正予算（第6号）を定めるについてを議題とします。

提案説明が終わっておりますので、これから質疑を行います。

三浦議員。

○5番（三浦元嗣君） すみません、1点お尋ねいたします。

補正予算書の中の歳入のところ、これの一番最初、環境性能割244万6,000円が、補正で一気に入に減額されて金額10万円になると。あまりにも差があるんで、ちょっとどんな事情でこういうことになったのか、この点をお尋ねしたいと思います。

もう一点、続けて次の利子割交付金ですね、これも590万が250万、およそ半分ですかね。半分までは行かないですけれども、大幅に減っていますけれども、この辺の事情がもしありましたら、まとめて結構ですのでお願いいたします。

○議長（安藤浩孝君） 畑中税務課主幹。

○税務課主幹（畑中章吾君） 失礼します。

まず、軽自動車の環境性能割の減額についてですが、この環境性能割というのは、令和元年の10月から導入されました町税でございます。これまでの軽自動車の取得税に代わるもので、軽自動車の購入時に取得者に課税されます。税率は、軽自動車の取得価格に対して非課税、1%、2%の割合で課税がされます。

予算時点では、県の自動車税取得の徴収実績を基に、県と相談しながら税額を決定しておった

のですが、制度開始の1年間は1%の税率の軽減措置が適用されるということで、この額が大幅に減額となったものであります。以上です。

○議長（安藤浩孝君） 臼井総務課長。

○総務課長兼防災安全課長（臼井 誠君） 私からは、利子割交付金の減額補正について御説明させていただきます。

平成28年度から、地方税法の改正に伴いまして、法人の利子割の率が廃止されました。それに伴いまして、28年度につきましては大幅にこの利子割交付金が減っております。ただし、その後2か年間は、この年度におきまして高利率の定期が満期をたまたま迎えたことがありまして、集中したことがありまして、その後2か年間は一旦増えております。

今回の31年度予算につきましては、緩やかにそれが少なくなるという見込みであったんですが、見込みよりも大幅に少なくなったということで、こちらはもともと県のほうが試算しておるわけですが、その試算を基に予算を上げさせておりますので、そういった見込みよりも大幅に減ったということで、今回上げさせていただいたものでございます。

○議長（安藤浩孝君） ほか、よろしいですか。

〔挙手する者なし〕

○議長（安藤浩孝君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第14号については、各常任委員会の関係部分をそれぞれ所管の常任委員会に付託したいと思っております。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（安藤浩孝君） 異議なしと認めます。したがって、議案第14号は、各常任委員会の関係部分をそれぞれ所管の常任委員会に付託することに決定しました。

日程第16 議案第15号

○議長（安藤浩孝君） 日程第16、議案第15号 令和元年度北方町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を定めるについてを議題とします。

提案説明が終わっておりますので、これから質疑を行います。

〔「終結」の声あり〕

○議長（安藤浩孝君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第15号については、厚生都市常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（安藤浩孝君） 異議なしと認めます。したがって、議案第15号は、厚生都市常任委員会に付託することに決定しました。

日程第17 議案第16号

○議長（安藤浩孝君） 日程第17、議案第16号 令和元年度北方町南東部開発事業特別会計補正予算（第1号）を定めるについてを議題とします。

提案説明が終わっておりますので、これから質疑を行います。

〔「終結」の声あり〕

○議長（安藤浩孝君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第16号については、厚生都市常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（安藤浩孝君） 異議なしと認めます。したがって、議案第16号は、厚生都市常任委員会に付託することに決定しました。

日程第18 議案第17号

○議長（安藤浩孝君） 日程第18、議案第17号 令和2年度北方町一般会計予算を定めるについてを議題とします。

提案理由の説明が終わっておりますので、これから歳入と歳出に分けて質疑を行います。質疑のときは、ページ数を言っていただきたいと思います。

最初に歳入の質疑を行います。

井野議員。

○10番（井野勝巳君） 18ページの負担金の節で、減額が非常に大きくなっているんですが、この要因についてちょっと教えてください。民生費の負担金のところですが。

○議長（安藤浩孝君） 木野村福祉健康課長。

○税務課長兼福祉健康課長（木野村英俊君） 民生費の中で、保育料個人負担金が減っておりますが、これは令和元年10月より保育料が無償化になりましたので、今回上がっているのは未満児の方の保育料が上がっている形になりますので、以上児の方の保育料がなくなったということで減っております。

○議長（安藤浩孝君） 三浦議員。

○5番（三浦元嗣君） 先ほどの環境性能割の問題について、歳入の中で14ページ、町税の軽自動車税、環境性能割というのが大幅にここで減らされていますね。先ほどの話の続きで、予算でそうになっていると思いますが、それ以外にもう一つ、17ページに環境性能割交付金というのが入っていますが、これとの関係というのは何かあるのでしょうか。

○議長（安藤浩孝君） 臼井総務課長。

○総務課長兼防災安全課長（臼井 誠君） 17ページの環境性能割の交付金につきましては、普通自動車に関わるものです。

○議長（安藤浩孝君） ほか、よろしいですか。

〔挙手する者なし〕

○議長（安藤浩孝君） 歳入については、以上で質疑を終わりたいと思います。

次に、歳出について質疑を行います。

石井議員。

○1番（石井伸弘君） 80ページの商工費についてなんですけれども、商工費の16番で、公有財産購入費で10億5,900万円の公有財産の購入費が上げられています。これは南東部開発の購入費ということになるかと思うんですけれども、この商工費でいろいろと上がってはきているんですけれども、全体の像が非常に見づらくて、これを住民の方に今後説明する資料として、まとまった事業計画としてこれだけのお金が動くよというのを説明する予定があるのかないのか、その辺のところをお聞かせいただければと思います。

○議長（安藤浩孝君） 臼井総務課長。

○総務課長兼防災安全課長（臼井 誠君） 今、議員の御指摘のとおり、広域交流エリアの土地買収費に関わるものでございますので、対話集会等で説明をしていきたいと思っております。

○議長（安藤浩孝君） 井野議員。

○10番（井野勝已君） 45ページの高齢者ペダル踏み間違い加速抑制装置補助金30万。これは1人1万円ということで当時から説明を受けておりますけど、今度政府はこの制度について、梶山経済産業相は、市場導入を加速化するとして新車10万円、いろいろつけておるんです。それで、このブレーキだけだとまた金額的には非常に安くなりますけど、踏み間違いになると、要は政府の補助金にしますと新車で10万、軽自動車7万、中古車4万円という補助金がつくんですね。これに北方町も1万円上乘せするというので理解していいですか。もし国のほうがこの制度を実施してきた場合。

○議長（安藤浩孝君） 高崎防災安全課主幹。

○防災安全課主幹（高崎健一君） 今お尋ねの件につきましては、国の制度とは別と考えていただいていたければ結構かと思うんですけれども、あくまで町のほうから補助を出すのは、この踏み間違いエンジン加速制御装置を導入されたところにつきまして、1万円を補助させていただくということで理解いただきたいんですが。

○議長（安藤浩孝君） 井野議員。

○10番（井野勝已君） 例えば、国からこういう制度でしてきて、踏み間違いなんかを住民がした場合で、それとは別にしてくるということですか。国の補助は補助で受けられるんですね。

○議長（安藤浩孝君） 高崎防災安全課主幹。

○防災安全課主幹（高崎健一君） 今議員がおっしゃられたように、国は国の制度としてあると。それと別に、町のほうからも補助を出すという形になりますので、お願いいたします。

〔発言する者あり〕

○議長（安藤浩孝君） 高崎防災安全課主幹、再度ちょっと。

○防災安全課主幹（高崎健一君） 今ちょっと誤解を招くような回答をして申し訳ございません。別枠という考え方をお願いしたいんですが、国のやつに上乘せという形じゃなくて、別枠でち

らの申請があった場合は、町のほうから補助を出すという形をお願いします。

○議長（安藤浩孝君） ほか、よろしいですか。

鈴木議員。

○8番（鈴木浩之君） 84ページですけど、耐震シェルター等の設置補助金27万。たしか僕の記憶だと、29年度に新規ということが出たんじゃないかなと思っているんです。当初80万ぐらいあったのかな、81万ぐらいの予算が。ちょっとごめんなさい、記憶がはっきりしていないんですけど、たしか29年度ぐらい。それで、30年度からずっと27万ということで同額なんだけど、実績的にどのような推移をしているかというのは分かりますか。

○議長（安藤浩孝君） 山田都市環境課長。

○都市環境課長兼上下水道課長（山田 潤君） ちょっとごめんなさい、設定年度29年かどうかはちょっと、その前後だったと思いますけれども、このシェルター等設置補助金については、創設以来、今のところ一件も申請はありません。

○8番（鈴木浩之君） ない。

○議長（安藤浩孝君） 井野議員。

○10番（井野勝已君） 関連というか、このページ数で85ですけども、予算の説明書の中には防犯カメラ7台分130万かしらん組んであるんですけど、この公園費のほうにはその項目を探したんですが、ありませんけれども、この工事費の中にそれを組み込んでいるのかな。

○議長（安藤浩孝君） 山田都市環境課長。

○都市環境課長兼上下水道課長（山田 潤君） 工事請負費の777万の中の内訳でございます。

○議長（安藤浩孝君） 井野議員。

○10番（井野勝已君） その中に防犯カメラを組み込んでいる、7台。

実は、父兄のほうから一時、全協のほうでもお話をしましたけれども、西小のほうに不審者が出たということで送り迎えをしておるということを聞いたんですが、西小のほうの管内においても、アピタへの非常に通行量も多いところですし、あそこへもう一台増設できんですかな。

〔発言する者あり〕

○議長（安藤浩孝君） 井野議員。

○10番（井野勝已君） これ、清流公園で不審者が出たからつけたんでしょう、そういう形になってこういうふうにつけるという発想になったんでしょう。だったらそういった人も、父兄に現にそういう話があるということを知っていますので。

○議長（安藤浩孝君） 山田都市環境課長。

○都市環境課長兼上下水道課長（山田 潤君） 北方町内で事件が起きたり、不審な案件もあつたりということで、公園に今回は設置をさせていただくという内容でございますので、その予算でほかのところというのは、現在のところ考えておりません。

○議長（安藤浩孝君） 井野議員。

○10番（井野勝已君） 99ページの104のパートタイムの金額辺りですが、給与、職員手当等で

すけれども、今度職員の形を任用制ということで、こういう名前に変えてきて、前回の賃金とかいろいろなものが変わってきておるんですけれども、ここの99ページには、前回の前年度予算と比べるとちょっと減額になっておるような気がするんですが、給料的に減額になるということは、今度パートの人たちにも2回ボーナスを出すよという話になってきておるんですけれども、そのあたりは大丈夫ですかね。

○議長（安藤浩孝君） 臼井総務課長。

○総務課長兼防災安全課長（臼井 誠君） こちらの会計年度任用職員の報酬につきましては、従来は期末手当に当たるものも合わせて予算に上げておりましたが、今回会計年度任用職員の制度ができて、期末手当につきましては別途職員手当のほうで予算計上させていただいておりますので、報酬だけを見ると下がったように見えますが、実際にはほぼ同額となっております。

○議長（安藤浩孝君） 井野議員。

○10番（井野勝已君） ほぼ同額になっている。減額になっていない。前年度とほぼ同額ということは、ボーナス分と一緒に組み込まれているという形になるんですよ。政府のほうもそういうことをするなという指導をしておるんですから、ボーナス分は上乘せしておかないかのやないの。前年度と同じでは。

○議長（安藤浩孝君） 臼井総務課長。

○総務課長兼防災安全課長（臼井 誠君） 職種によって様々なんですが、基本的には国のほうが、財政を理由に下げてはならないとかそういうのもありました。ただ、今回幼稚園費につきましては、年額相当額で割り戻して時給単価で換算させていただいて、そこから額の合計を決めさせていただいておりますので、職種によって様々なんですが、基本的にはほぼ変わらないという状況になっております。

○議長（安藤浩孝君） 井野議員。

○10番（井野勝已君） じゃあ関連して、107ページ、体育館費。このところの給料計算はどうなるの。昨年は173万1,000円に対して、今年度は125万2,000円となって、減っているんですよ。このあたり。

○議長（安藤浩孝君） 臼井総務課長。

○総務課長兼防災安全課長（臼井 誠君） こちらの体育施設費による報酬費につきましては、定員の関係で変更をさせて、人事の関係もありますが、額が変わっております。

○議長（安藤浩孝君） 井野議員。

○10番（井野勝已君） 定員減にしたのか。というのは、体育館、今話聞くと、8時半から5時かまで1人で対応するということを聞いておるんですが、週何日間かを。そういう1人のパートなのか、それが職員なのかよく分かりませんが、1人で体育館のほうをやるというのを週に二、三回かしらん設けているらしいんだけど、果たしてそれで対応を十分やっているのか、これが事実なのか。

○議長（安藤浩孝君） 有里教育次長。

○教育次長（有里弘幸君） 今、1人職員が行きます。そしてあと、会計年度職員でありますので、大体昼間に関しては2人という状況はつくられると考えております。たまに1人になるときもありますけれども、それはその時間の配分によって検討はしております。

○議長（安藤浩孝君） 井野議員。

○10番（井野勝巳君） 今、体育館の時間給ですか、850円。1円入れて851円にしたらしいですけれども、結局そういった形の中で職員待遇というのは悪いと違うか。今、県のほうも時間給については1,000円の単位のほうへ上げよというような話も県のほうもしておる中で、851円を設定する、その理由というのはどういうこと。これは最低賃金を守っているんか。

○議長（安藤浩孝君） 臼井総務課長。

○総務課長兼防災安全課長（臼井 誠君） こちらに上がっておりますのは、用務員になります。用務員につきましては技能労働者になりますけれども、最低賃金は上回っております。来年度は時間給に直しますと854円ということ。

それに加えて、会計年度任用職員につきましては、来年度から期末手当が、条件がつくんですけれども、基本的には期末手当がつきますので、多くの方につきましては増額になるということです。

○議長（安藤浩孝君） 井野議員。

○10番（井野勝巳君） 体育館の108、電気工作保安業務委託料26万4,000円という、この人たちは何を検査してくれておるの。

○議長（安藤浩孝君） 有里教育次長。

○教育次長（有里弘幸君） 体育館におきましては、分電盤の大きなものが入っておりますので、それについて検査をしていただくという業務です。

○議長（安藤浩孝君） 井野議員。

○10番（井野勝巳君） この間もある議員から既にあんた聞いておるかと思うけど、球切れがすごいやね。それで、有料で貸出ししておるということで、非常に利用者のほうからも文句が出てきておるわけなんで、このあたりは、この人たちから点検して球切れとるという報告はないんかな。

○議長（安藤浩孝君） 有里教育次長。

○教育次長（有里弘幸君） すみません、この電気工作物の保安業務については、その電気とは違います。基のところの分電盤の検査をしますので、それとは違うんですけれども、以前言われたその電気が切れている部分につきましては、私ども業者のほうに確認をしますと、安定器等が悪いということを聞いていますので、来年度修繕の中で、それは対応をしていきたいと考えております。

○10番（井野勝巳君） ありがとうございます。

○議長（安藤浩孝君） よろしゅうございますか。

[挙手する者なし]

○議長（安藤浩孝君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第17号については、各常任委員会の関係部分をそれぞれ所管の常任委員会に付託したいと思えます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（安藤浩孝君） 異議なしと認めます。したがって、議案第17号は、各常任委員会の関係部分をそれぞれ所管の常任委員会に付託することに決定しました。

日程第19 議案第18号

○議長（安藤浩孝君） 日程第19、議案第18号 令和2年度北方町国民健康保険特別会計予算を定めるについてを議題とします。

提案説明が終わっておりますので、これから質疑を行います。

安藤議員。

○7番（安藤哲雄君） 6ページですけど、上から3行目の国民健康保険事業費納付金ですけど、県への納付ということで、前年度に比べて令和2年度は、前年の5億5,493万7,000円に対して4億8,501万2,000円ということで、12.6%減ですけど、この県への納付金の減額になった理由と、そして12.6%減になってるんで、これを即座に国民健康保険税に反映していただけるかどうかお聞きしたいです。

○議長（安藤浩孝君） 福田住民保険課長。

○住民保険課長（福田宇多子君） 納付金のほうが7,000万近く減っているのに関しては、まず国保の被保険者が減ってきている関係と、医療費がそんなに大きく伸びていないということで減ってきております。

保険税をどうするかということなんですが、取りあえずまだ今、年度中でありますので、今後決算の状況と、令和2年度の所得が確定した時点で検討させていただいて、保険税のほうはどうするかは検討させていただき、6月の議会でお願ひすることもあるかと思えます。

○議長（安藤浩孝君） 安藤議員。

○7番（安藤哲雄君） 今まで割と上がって、ちょっと急にはあれですけど、上げるときには上げたばかりで、減額になったときは素直に減額して対応してほしいと思えます。

以上で終わります。

○議長（安藤浩孝君） あとよろしゅうございますか。

〔挙手する者なし〕

○議長（安藤浩孝君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第18号については、厚生都市常任委員会に付託したいと思えます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（安藤浩孝君） 異議なしと認めます。したがって、議案第18号は、厚生都市常任委員会に

付託することに決定しました。

日程第20 議案第19号

○議長（安藤浩孝君） 日程第20、議案第19号 令和2年度北方町後期高齢者医療特別会計予算を定めるについてを議題とします。

提案説明が終わっておりますので、これから質疑を行います。

〔「終結」の声あり〕

○議長（安藤浩孝君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第19号については、厚生都市常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（安藤浩孝君） 異議なしと認めます。したがって、議案第19号は、厚生都市常任委員会に付託することに決定しました。

日程第21 議案第20号

○議長（安藤浩孝君） 日程第21、議案第20号 令和2年度北方町南東部開発事業特別会計予算を定めるについてを議題とします。

提案説明が終わっておりますので、これから質疑を行います。

〔「終結」の声あり〕

○議長（安藤浩孝君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第20号については、厚生都市常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（安藤浩孝君） 異議なしと認めます。したがって、議案第20号は、厚生都市常任委員会に付託することに決定しました。

日程第22 議案第21号

○議長（安藤浩孝君） 日程第22、議案第21号 令和2年度北方町下水道事業特別会計予算を定めるについてを議題とします。

提案説明が終わっておりますので、これから質疑を行います。

〔「終結」の声あり〕

○議長（安藤浩孝君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第21号については、厚生都市常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（安藤浩孝君） 異議なしと認めます。したがって、議案第21号は、厚生都市常任委員会に付託することに決定しました。

日程第23 議案第22号

○議長（安藤浩孝君） 日程第23、議案第22号 令和2年度北方町上水道事業会計予算を定めるについてを議題とします。

提案説明が終わっておりますので、これから質疑を行います。

〔「終結」の声あり〕

○議長（安藤浩孝君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第22号については、厚生都市常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（安藤浩孝君） 異議なしと認めます。したがって、議案第22号は、厚生都市常任委員会に付託することに決定しました。

日程第24 議案第23号

○議長（安藤浩孝君） 日程第24、議案第23号 北方町地域福祉計画を定めるについてを議題とします。

提案説明が終わっておりますので、これから質疑を行います。

〔「終結」の声あり〕

○議長（安藤浩孝君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第23号については、厚生都市常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（安藤浩孝君） 異議なしと認めます。したがって、議案第23号は、厚生都市常任委員会に付託することに決定しました。

それでは、暫時休憩としまして、一般質問は10時50分から再開したいと思いますのでよろしくお願いたします。

休憩 午前10時38分

再開 午前10時49分

○議長（安藤浩孝君） それでは再開いたします。

日程第25 一般質問

○議長（安藤浩孝君） 日程第25、一般質問を行います。

順番に発言を許します。

最初に、三浦元嗣君。

○5番（三浦元嗣君） それでは、議長のお許しを得ましたので一般質問をさせていただきます。

質問に先だって、この問題、12月の議会のとときに町長さんの英断で、一気に全ての児童・生徒にパソコン、もしくはタブレットが支給されるということになりました。大変感謝しております。

ただ、あまりにも急速に進んだために、恐らく現場の先生方がこれを活用していく上で、非常に大変なことになるだろうと思いますので、それを支援する問題についてお聞きしたいと思えます。

それでは、質問に入らせていただきます。

12月議会において井野議員の質問に対し、来年度には小学5年生から中学3年生までの児童・生徒を対象に1人1台のタブレットが使えるようにする。また、それに対応できる大容量の校内LANの整備を目指すという答弁を頂きました。これにより学校のICT環境整備は大きく前進することとなりました。

そこで私は、ソフト面での準備に関し質問させていただきます。

生徒1人に1台のパソコンが配置されると、条件としては、全ての授業で毎時間タブレットを利用することが可能となります。先生方は、毎時間の授業計画を立てておられることと思いますが、その中でどのようにパソコンを活用していくのかは全く未経験の領域です。今後、授業の準備の中で様々な工夫が行われることと思えます。

しかし、機器の操作と授業計画を全て教師の役割とすれば、今でも忙しい学校現場でとても対応する時間がありません。

文部科学省は、GIGAスクール構想の実現に向けたICT活用指導力の向上及び指導体制の充実において教職員研修の充実、ICT活用教育推進アドバイザーの活用、ICT支援員の配置等について述べています。

そこでお尋ねいたします。

教職員研修について、どのように計画を持っておられるか。

もう一つは、ICT支援員について、その配置計画はどのようになっていますか。文科省は既に、4校に1人ICT支援員を配置できる経費を地方財政措置で講じているとしています。

以上、お尋ねいたします。

○議長（安藤浩孝君） 浅井教育課長。

○教育課長（浅井孝彦君） ICT機器の活用に関する御質問についてお答えします。

まず、教職員研修についてですが、端末の導入時に納入業者による操作説明会を開催するほか、他市町村における活用事例を学ぶ研修会を予定しております。

ICT支援員に関しましては、文部科学省の教育のICT化に向けた環境整備5か年計画において、2022年度までに4校に1人程度の配置が目標水準として定められております。

しかし、この支援員の役割としては、機器の使用方法についてや、またシステムトラブルの対

応といった納入業者で対応できるような内容が当初は多いかと思われます。そのため、機器導入後の学校現場の状況を見ながら、どのような人材が適切なのか、またはどのような採用形態がよいのかなどを検討しながら、今後の方針を決定したいと考えております。

○議長（安藤浩孝君） 三浦議員。

○5番（三浦元嗣君） 今、お答えいただきましたが、使い方の研修なんかは設置する業者がやってくれるだろうと、そういうこととお話を聞きましたけれども、私が特にお聞きしたいのは、どのように授業で使っていくのかですね。授業の中でそういうようなパソコンを、タブレットを生かしていく、その方法について先生方が学ぶ、そういう研修が必要なのではないかと。そういう研修は、恐らく県のほうで行われていて、学校の先生の中で誰か代表のような人が出られると。何人かの方がそういう研修をもう既に受けておられると思います。

ただ、それはあくまでもパソコン教室にコンピューターが導入された、その程度の事態ですね。それに対してそういう方法であれば問題がないんですが、今回のように全ての児童・生徒に支給されるという形になりますと、全ての先生がそれにある程度精通し、しかも授業の中でどのように生かしていくのかと、これを学ぶ必要があると思うんですね。

ですから、他の県なんかの研修とか、それから業者が行うような研修に任せては、とても進まないというふうに私は思います。ぜひ町の教育委員会のほうで教員向けの研修を開かれて、大学の先生とかそういうカリキュラムに詳しい方、どのようにカリキュラムの中で生かしていくとか、そういうことに詳しい方に講演なりをしていただいて研修をされてはどうかと思うんですが、その点いかがお考えでしょうか。

○議長（安藤浩孝君） 浅井教育課長。

○教育課長（浅井孝彦君） 今、御質問の件についてお答えいたします。

先ほどお話ししました他市町村における活用事例に学ぶ研修会、こういったものも教育委員会と、あと学校の先生たちで組織しております学校教育会のほうで連携しながら、具体的なそういう活用事例について研修会を予定していくつもりでおります。

また、授業の中での具体的な使用方法についても、今一番想定しておりますのは、文部科学省のほうも言っております調べ学習であったりとか、発表するときの表現、そういったものに活用することであったり、またはこのタブレット等の情報機器を活用することによる情報モラルについての学びであったりとか、そういったことについての学びを想定しております。以上でございます。

○議長（安藤浩孝君） 三浦議員。

○5番（三浦元嗣君） 想定されることはそのとおりだというふうに思いますけれども、やはりそれでも、子供たちが調べ学習に使うとかというような局面を考えると、どのように使わせるのか、その辺というのは授業計画の中で考えていくことなんですよ。ですから、その部分をやっぱり先生方が授業計画が立てやすいように、そういう研修を行う必要があるわけです。

なぜ、教育委員会が行って全ての教員を対象にやるべきじゃないかと私が申し上げるのは、北

方町は一気にこのICT機器の配置が進んだわけですね。要するにほかの自治体というのは、いまだにまだ生徒1人当たり何台あるのかという状況なわけです。ところが、うちは事前にそれを進んでいますので、普通の今までの研修ではとても足りないだろうと。ぜひとも学校で行われるという決断をされたほうがいいんじゃないかと思います。

別に今、その点に回答は求めませんが、もう一点のICT支援員に関しまして、これも業者がというふうにおっしゃっていますけれども、実はICT支援員は、教育委員会が独自に要請して雇っている場合と、それから業者がICT支援員を派遣してくれる場合とあるんですが、ただこのICT支援員というのは一応資格がある方なんですよね。試験がありまして、それに基づいてそういう知識がある、そういう方を養成しているわけです。

コンピューターの会社は、ただ単に機器の扱いについては十分理解した人ばかりなんです、社員全てが。ところが、教育現場でどう生かしていくかは、ある意味コンピューターの会社の人というのは素人なんです。ですから、使い方をどうしますかと聞かれれば答えられますけれども、どのように授業に生かしていくかというようなアドバイスは、基本的にはそういう能力はないんです。それがICT支援員は、それも含めた知識があるという方をやっているわけです。実際に企業が養成して、そして学校に導入したときにその業者が送り込んでくる。どういう形で分かりませんが、どちらがお金を負担するのか、企業側が負担するのか、それともこちら側が負担するのか分かりません。

あるいは、先ほど言いましたように、教育委員会の中で実際にメンバーを養成して、4校があるんですから1人おられても勘定は合うわけで、教育委員会の中で養成した方がICT支援員として各学校の支援を行うと、そういう方法もあるんですが、その点は全く考えておられないでしょうか。

以上、お尋ねします。

○議長（安藤浩孝君） 浅井教育課長。

○教育課長（浅井孝彦君） 失礼します。

先ほどの説明の中で、一部言葉足らずのところがありましたが、当初はシステムトラブルとかそういったことがまずいろいろあると思いますので、そういったところに関しては、やっぱり納入業者が一番専門ですので、そういったトラブルについては対応していただきたいということが一つです。

ただ、今御指摘のとおり、実際に教育現場の中で教員が活用していくという段階のときには、先ほどの説明の中でありましたけれども、どのような人材がということについては、学校教育の中での活用の場面で必要なのか、またはその使用の仕方ですね。操作方法について課題があるのか、そういった部分については、先ほどお話の中にもありましたけれども、やっぱり全ての子供たち、全ての教員がこれに対応していきますので、そういった状況をこちらの状況としましてもきちんと把握しながら、どのような採用形態、またどのような専門的な力の持った方を充てるのがよいのかということについては十分検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長（安藤浩孝君） 三浦議員。

○5番（三浦元嗣君） ここに文科省が言っていますけれども、教職員研修の充実、それからICT活用教育推進アドバイザーの活用、ICT支援員の配置等について述べているわけですが、お聞きしているのはICT支援員ですけれども、これ以外にもICT活用教育推進アドバイザー、これも文科省の事業として、2年ぐらい前ですかね、行われて、北方町は派遣を受けていませんけれども、岐阜県で3つか4つの市町が派遣を受けて、アドバイスを受けて、多分システムを組むとか、その段階から関わってもらっておられるんじゃないかと思えますけれども、そういう点での準備、要するにこれに至る準備が不足しているので、やはり事業を進めるに当たって急速にそのような準備を進めていただきたいと、このようにまずお願いいたしておきます。

では、続いて次の質問に移らせていただきます。

故障などのトラブルの対処方法に関してであります。

1人1台の配置を行うと1,500台以上、今回は5年生以上と述べておられますので約1,000台のタブレットが学校に配備されることとなります。これまでは、LAN教室やパソコン室等に40台が配置されていただけでありますので、情報機器の操作に詳しい先生が1人で管理することが可能でした。

しかし、今回はこれだけの台数を導入し、それがパソコン室など1か所に保管されるわけではありません。そのため、ほとんどの教員がそれぞれのクラスの生徒分の機器を管理することになるのではと推測しています。

パソコンを多数使用すると様々な問題が生じます。例えば、機器はタブレット型ですから充電が行われている必要があります。また、故障するケースもあります。セキュリティーソフトや基本ソフト、教育用ソフトのバージョンアップ等も必要です。それらを誰がどのように行うかも十分検討する必要があります。

また、図面は拝見していませんが、いずれかにサーバー室を設け、そこから主要な回線は有線LANで配線し、各教室に情報コンセントを設けるとともに、各教室には無線LANのアクセスポイントを設置される、このように私は推測していますが、LANシステムのトラブルは有線LANだけならば断線やコンセントが抜けるなど物理的なトラブルが多く、原因を特定しやすいのですが、無線LANは電波の干渉など原因の特定が困難であり、またセキュリティーの問題もあります。

そこでお尋ねしますが、パソコンの保守管理をどのように行っていくのか。そして、ネットワークに障害が発生した場合の対処方法について、以上2点をお伺いします。

○議長（安藤浩孝君） 浅井教育課長。

○教育課長（浅井孝彦君） 端末の保守管理に関する御質問についてお答えします。

今回導入するタブレットは、必要な管理ツールや教材をインストールした上で児童・生徒に貸与し、個別管理方式とする予定であります。子供たちが自宅に持ち帰り、自宅でも使用が可能とすることで、より習熟度が増す効果があると考えています。そのため、機器の充電は自宅で行うほ

か、原則として機器の破損、紛失などは個別対応をお願いすることとなります。

続きまして、ネットワークに関してです。

大前提として、つながりにくいなどのトラブルがないような十分な通信速度を持つ環境を整備することとしています。そうしますが、もしも何らかの障害が発生した場合につきましては、これにつきましてはその都度個別の対応をすることになることとなります。以上でございます。

○議長（安藤浩孝君） 三浦議員。

○5番（三浦元嗣君） 管理方法に関しまして、それぞれ児童・生徒が家に持ち帰るということを前提で考えると。だから充電は家で行いなさいということですね。しかし、そうしますと、必要なときに学校へ持ってくるのを忘れてきたりとか、あるいは充電を忘れてきたりとか、そういうことも起こり得るわけですが、その辺のところはどのようにこの問題を回避するのか。多分余分な台数というのは多少1台2台あるんでしょうから、それを貸し出せばいいんだよというような方法もあるんですけども、しかし基本、家でも使って、そして充電は家でやって持ってくるんだという説明で、本当にそういう管理方法でいいのかは、ちょっと私は疑問に思うんですけども、それからもう一つは自宅でも使えるということですが、これはWi-Fiの対応ですね。ですから家にWi-Fiがなければ使えない代物なんです。ただ単に持って帰ったって何もならない。だから、各家庭のある程度経済的な格差によって、家に持ち帰っても使うことができない子と、それから使うことができる子と分かれることになるわけですね。

普通の携帯電話の電波の差せる、携帯の一部が差さっているようなタブレットでしたら家に持ち帰っても十分使えるんですけども、そうではないはずですので、学校で導入するのは。ですから使える子と使えない子が生じる、その問題が非常に大きな問題として出てくるというふうに思いますが、その点どうお考えになられますか。

○議長（安藤浩孝君） 浅井教育課長。

○教育課長（浅井孝彦君） まず最初の質問ですけども、当然子供のことでありますので、忘れ物をしたりとか、充電し忘れたことも当然想定されますので、その点につきましては議員御指摘のとおり、学校のほうでもその点については指導すべきことは指導しますし、その部分で学習が進まないわけにはいきませんので、子供の学習に障害がないように、予備のタブレット等を使って学習のほうには参加できるようにしたいというふうに考えております。

あともう一つ、Wi-Fi環境であったりとか、そういった家庭の環境によって使用できる、できないという差があるのではないかと御指摘もありましたが、まずそういった環境のこともありますけれども、中に入れるソフトの中に、例えば岐阜県の研究員のほうがつくっております、例えば数学、算数の問題ですね。そういったものを無料ですので、こういったものも中にインストールしておくことも可能ですので、そういった教材等も活用することができますので、基本的にはそういった格差というふうに捉えるというよりも、少しでもタブレットになれ親しんで操作方法を身につけていくことであつたりとか、また鉛筆のような文房具のように子供たちがこれを活用できるような、そういった力をつけていきたというふうに考えております。以上です。

○議長（安藤浩孝君） 三浦議員。

○5番（三浦元嗣君） 教育用のソフトがあって、それで勉強すると、そういう使い方で家では使えるんだということですね。使えないことはない、確かにそのとおりですけども、ただ明らかにネットで検索したりするということはできませんので、例えば家で調べ物学習をやりなさいとか、そんなような話はできないわけですね、学校としては、できる子とできない子が差が出てくるわけですから。ですから、持ち帰ってどうしなさいというのは、ドリルをやりなさいという話になるんでしょうか。

それと、普通、管理方法というのは、ほかの導入されている自治体の事例ですね、幾つか見えていますけれども、大体充電ステーションと言われる集中型の充電器がついたそこへタブレットを収めれば自然に充電される、そういうところで管理されていますけれども、子供たちに持って帰らせるということになるんですけど、先ほど紛失した場合、それから壊れた場合ですね。こういうような問題というのは、今後どんな問題が生じてくるでしょうか。

学校で管理していれば、別に問題は、壊れれば壊れたで、やっぱり使っている限りは壊れるんで、そういう問題になると思うんですけど、家で持ち帰ったときに何らかの形で壊れたりするとか、そういうことが起こった場合、金銭的にはどういうふうに対応することになるんですか。

○議長（安藤浩孝君） 浅井教育課長。

○教育課長（浅井孝彦君） 例えばそういった故障であったりとか、紛失であったりとか、そういったものについては、例えばいわゆる保険ですね、そういったもので対応できるようなことをあつせんするだったりとか、そういったことも考えていけると思います。

また、先ほど集中管理するという方法もあるというふうに、その方法も一つだとは思いますが。ただ、このタブレットを毎時間使うとか、そういったことを考えたときに、毎時間毎時間そういったところから持ち出して使うということになると、その手間暇をやることによって、タブレットというせっかくよい機器が学校のほうに導入されても、使用する前にいろいろとそういった取り出したりしまったりとかということをやっていると、学校の生活の中で時間が限られておりますので、子供たちが通常の生活の中で、また通常の学習の中で自由に使うことが可能になるように考えたときに、ノートや鉛筆のように一人一人が自分でそれを管理して活用するほうが、より教育的に効果があるというふうに考えておるところでございます。

○議長（安藤浩孝君） 三浦議員。

○5番（三浦元嗣君） ノートや鉛筆のようというふうにおっしゃられていますけれども、タブレットがあることによって、ノートや鉛筆はなくなってしまうことはできないわけですよ。ですから、この問題というのはここではお尋ねしませんが、例えばランドセルが重いとか、荷物が多いというような話も出ていますけれども、タブレット1つ増やすだけで数百グラム重量が増すわけですね。ますます持ってくる荷物が増えると、そういう点も危惧されるわけでありまして。ただ、その辺どのように解決されるのか、ちょっと私にも分かりませんが、ですからこの場では特にお尋ねいたしません、もう一つの問題ですね。ネットワークに障害が発生した場合

の対処についてですね。一般的には、業者に対する保守契約というのが結ばれると思いますが、今回はきちんとそういう保守契約を結ぶことができるのかどうか。それから、今日動きませんよ。じゃあ明日にでも行きますというんじゃないくて、直ちに対応するような保守契約というのは結ぶことが可能なのか、そういうことを想定されているのか、その辺をお聞きしたいと思います。

○議長（安藤浩孝君） 浅井教育課長。

○教育課長（浅井孝彦君） 御質問でございます。

当然今、御質問にありましたように、子供たちの学習活動が停滞してしまうことではいけませんので、当然そういった契約を結ぶ際には、そういった件についても十分に検討して業者のほうにもお願いしていくつもりでございます。

○議長（安藤浩孝君） 再質問、3回になりました。

○5番（三浦元嗣君） それじゃあ3回になったということで、是非その辺の保守管理について十分されるようお願いいたしたいと思います。

一つだけ言っておきますと、実はネットワークが組まれていますので、コンピューターによってリモートでネットワークが障害状態を監視することが可能なんですよね。ですから、ただそれはその監視サーバーがどこかに置いてあって、その監視サーバーを見る人がいるということで、それが企業に置くのか、教育委員会に置くのかというのはまた方法があるんですけども、そういう方法もあるので、ぜひ授業中使えないから今日はタブレットの授業はなしねというふうにならないように頑張っていたきたいということをお願いいたしまして、私の一般質問とさせていただきます。どうもありがとうございます。

○議長（安藤浩孝君） 次に、井野勝巳君。

○10番（井野勝巳君） それでは、議長の許可を頂きましたので、引き続き町政運営担われる町長の政治姿勢について質問をさせていただきたいと思います。

まず初めに、さきの北方町町長選挙におきまして、2度目の無投票当選をされました戸部町長に心からお祝いを申し上げたいと思います。おめでとうございます。

町長が一貫して訴えている「“つながり”で築く躍動するまち北方」をテーマとした施策を充実させ、かつ確実に実行していただき、名実ともに北方がさらに躍進すると期待をしております。

町長は4年前に、前室戸町長の急逝により、室戸町政の継承を掲げて町長選に立候補をされました。対立候補もなく無投票で当選され、町政運営に携わってこられました。中でも4年間は、第七次総合計画である北方町地域再生計画に基づき、南東部開発の企業誘致エリアの造成工事を完了され、第1工区の進出企業と立地協定を締結されました。

また、教育力の向上と北方の魅力づくり及び学校運営の効率化を図るために、自らの施策として、小中一貫校として北方学園構想を提案されました。構想としては、令和5年4月の開校に向けて進められ、町としての2大プロジェクト事業を確実に推進されてこられました。

これらの実績をさらに発展させ、確実に実行することが、これからの4年間、町長に課せられた責任は重大だと私は考えております。

町長はさきの町長選当選の挨拶において、今後4年間で学園構想と南東部開発を推進するとの抱負を述べておられました。

また、新年度予算におきましては、学園構想や南東部開発に向けた事業に新年度予算を重点配分をしております。

私もこの2大プロジェクト事業は、今後の北方町にとって、財政面も含め、最も事業だと考えております。町長の在任中にぜひとも完成させていただきたいと思っております。

学園構想におきましては、議会も認めたところではありますが、保護者の中では、中学校が2校になることで部活動など少人数になることから、心配する声も聞いております。

また、南学園では校舎の増築や広大な運動場の確保など、財政的な問題も残ります。

また、南東部開発におきましては、企業誘致エリアの第2工区の企業がまだ決まっておらず、今後進めていく広域交流拠点エリアが期限どおり確実に進むのか心配をしております。

お聞きしたいのは、これら北方町としての2大プロジェクトを確実に完成、実現するために、今後どのようなリーダーシップを発揮されるのか、学園構想の確実な完成、実行、また南東部開発の推進と今後の対応等、2点について町長の決意を改めてお尋ねをいたしたいと思っております。

○議長（安藤浩孝君） 戸部町長。

○町長（戸部哲哉君） おはようございます。

まずもって、井野議員には冒頭から本当に温かいお祝いのお言葉、また励ましを頂きまして誠にありがとうございます。

さて、御質問は、学園構想と南東部開発事業の推進、今後の対応について改めて決意を述べよということであります。

まず、学園構想につきましては、所信でも述べさせていただいたとおり、令和5年4月、予定どおりに2校をともに開校できるよう、自ら先頭に立って施設の整備などを着実に進めていく所存であります。

また、部活動や開校時における北中生徒の分割など、開校までには心配事や困り事が多々あるかと思っております。そのようなあらゆる事案について、方針や具体案など解決に向けた開校準備委員会の中で鋭意協議を進めていきたいと思っております。

また、対象家庭や児童・生徒の心積もり、準備期間なども含めて考慮しながら、早めに決めなければならないこと、また決められることから順次決定していきたいと思っております。未来を託す北方の子供たちのためによりよい、そしてより確かな学園を造り上げるため、皆さんの英知をお借りしながら勇往邁進していく所存であります。

次に、南東部開発であります。企業誘致エリアは、調整農振地域の開発で許可が下りたことが奇跡的なことでもありました。また、開発工事も議会や地権者皆さんの御理解と御協力のもとに順調に進めることができました。おかげさまで昨年9月には無事造成工事が完了したところであります。

しかし、南工区は予定どおり大洋電機株式会社と土地の売買契約、企業立地協定を締結するこ

とができましたが、北工区は進出予定の企業が途中で撤退をしたことから、現在、売却先を探しているところであります。

しかしながら、現在、コロナ感染の終息も見えず、社会情勢、また世界経済が激変をしております。極めて先行きが不透明な状況の中、企業誘致には厳しい環境にあると思っております。さりとて塩漬けするわけにはまいりません。一日も早い売却を目指して鋭意努力してまいりますので、御理解を頂きたいと思います。

次に、交流拠点整備であります。過日の特別委員会でお示ししたとおりで、民間の力を活用し、楽しみとにぎわい、活力ある場を、令和4年秋をめどに整備をしてみたいと思っております。当初の予定より2年ほど遅れはしましたが、よくここまで到達できたと思っております。担当課の努力、また町の運にも感嘆しているところであります。

この区域も工場誘致エリア同様、市街化調整区域の農振農用地であります。また、地区計画による工業エリアよりさらに難易度の高い商業施設の開発であります。半信半疑ながら試みてきたところであります。

当初は、調整区域のままPFI、PPP手法での地区計画による商業エリアを模索してまいりました。しかしながら、開発要件も厳しく、暗礁に乗り上げてはいましたが、ハードルが高い中、粘り強く検討の協議を重ねてきた結果、令和2年度の岐阜都市計画定期見直しの中で商業升での拡張の提案を授かりました。その後は関係市町と幾度も協議をし、また折衝を続けて、現在、商業升での市街化編入の確約を得ることができたわけであります。こうして事態が急転直下したことで、昨年1月から地権者の意向、同意を得て、一直線に前進をさせてまいりました。今、8合目あたりかと思いますが、これからも頂上を目指して上意下達で着実に登り切りたいと思っております。これからの半年が大きな山場となります。町民はじめ、議会の皆さんにも事業の進捗を冷静沈着に見守っていただければ幸いかと思っております。改めて御理解と御協力をお願いし、答弁とさせていただきます。

○議長（安藤浩孝君） 井野議員。

○10番（井野勝巳君） ありがとうございます。

町長の決意、固いところであります。今の学園構想でありますけれども、今、北におきましては校舎の建て替え等も起きますし、また先ほどの一般質問にもありましたけれども、タブレット等も早急にそろえた中で学園構想を進めていただけていくということであります。今まさに北方町ここにありで、教育の町を大いに進めていただきたいなあ、アピールをしていただきたいなあというふうに思っております。

また、南東部開発におきましては、10日の委員会におきましてもいろいろ議員からも意見が出たところでありますけれども、これは本当に難儀な形で進めてきた事業でもありますけれども、前の室戸町長も本当にこの工事を理解できるのは10年から20年先じゃないだろうか、大変な事業になるんじゃないかなあということは本当に心配はされておりましたけれども、それを町長自身継承して進めていかれるということでもありますので、これは町長のみならず、議会としても一丸

となったまちづくりに取り組んでいかなければならないかと思っておりますので、一生懸命これから共に頑張ってまちづくりに邁進していきたいなあと、私もそう思っておりますので、町長もひとつ健康に十分注意をされて頑張ってほしいなど、エールを送りますので。

それでは次にですが、コロナウイルスの対策について、教育長にお尋ねをいたしたいと思いません。

最近の新聞やテレビのニュースで、新型コロナウイルスの感染拡大が毎日のように報道され、国会においても連日議論が続いております。中国の武漢市から発症したのではないかと報じられています。大型客船のクルーズ乗客も感染の疑いがあるとして下船が認められず、船内待機と健康診断を数日間受けられた。楽しいはずの旅行も一転し、軟禁状態となり、心身ともにお疲れになったことと思います。

国内においても北海道はじめ東京、神奈川、千葉、愛知と感染者が拡大し、近隣では大垣市の男性も感染の疑いがある中、岐阜市への電車通勤と歯科医院の受診など、調査をしているとの報道でございました。

今回の新型ウイルスは、死亡率がSARSに比べ非常に高く、特に高齢者や糖尿病、高血圧など、持病がある人が感染しやすいとされております。従来のインフルエンザと違い、特効薬のないことが大変心配なところであります。

政府も、全国的に拡大し、終息のめどが立たないことから、急遽、安倍総理は各都道府県に対し、拡大防止策として小・中学校の休校を要請されました。

北方町も3月25日の卒業式を待たずして3月2日から臨時休校措置を取り、春休みと併せ、長期間にわたり子供たちは休みとなりました。この間、子供たちの授業の遅れや今後の授業時間の対策、また家庭での過ごし方が心配されるところであります。

過日の報道で、日本教育養成学会の青島理事長さんは、子供たちの過ごし方について、だらだらを防ぐために親のスケジュールは欲張りが出るので、子供たちに自分でスケジュール表を作成させること。まず規則正しい生活をさせることが大切であり、また教科書を音読、各教科書を1日1ページ以上読むことを約束させると話されておりました。

教育長は、先生方の休校中の生徒指導など、どのように考えておられるか、4点ほどお伺いをいたしたいと思いません。

臨時休校による授業時間の不足分授業と今後のスケジュールについて。また、教職員の勤務体制をどのようにされるのか。学校及び関係施設の正規職員や非正規職員の身分保障について。4番目に、家庭訪問など教職員の実施についてお尋ねをいたしたいと思いません。

○議長（安藤浩孝君） 名取教育長。

○教育長（名取康夫君） 新型コロナウイルスによる臨時休校対策についてお答えします。

1つ目の授業時間の不足分授業につきましては、学年間や学校間で共有し、進級や進学先の学校で補充的な学習を行うことを考えています。

また、今後のスケジュールにつきましては、登校日などを設けたり、自主学習の内容を示した

りするとともに、夏休み期間や行事の精選等、新年度からのカリキュラムの調整を図っていく予定です。

2つ目の教職員の勤務体制につきましては、基本的に勤務することとなります。家庭に養育する子供がおり、勤務が困難である場合、特別休暇を取得することも可能となっております。

また、勤務内容につきましては、成績処理等の事務や授業の準備のほか、放課後児童クラブへの協力として図書館で教室開設等を行っています。

3つ目の職員の待遇につきましては、希望する非正規職員については、仕事の内容を調整して収入を保障しています。仕事の内容としては、各施設への清掃や備品整理、生涯学習センターにおける講座のまとめや準備、図書館図書の整理や環境整備などに加え、休校により人手不足となっている放課後児童クラブ等への支援等も予定しています。

最後に、家庭訪問などの実施についてお答えします。

小学校3校においては、来週の16日から18日の間に登校日を設け、学年の区切りとするとともに、休校中の生活や学習について指導する予定です。中学校においては、今週の10日から今日13日まで同様の目的で個別懇談を行いました。そのほか家庭訪問などについては、今後の状況に合わせて対応していく予定であります。

○議長（安藤浩孝君） 井野議員。

○10番（井野勝己君） ありがとうございます。

これからの授業不足、子供たちの休んでいる、それが一番心配なことでもありますけれども、希望する生徒が健康であれば受入れ体制等整えていただいて、遅れている勉強等についても取り戻してほしいなあと。よその市町村では、間隔を広くして子供たちを受け入れているところもありますので、こういった対策等もしていただければなあと思います。

新しいカリキュラムを組むということでもありますので、これが長引かんことを思うところですが、それから教職員の勤務体制ですけれども、いろいろな中でもありますけれども、今取り組んでいただいておりますことでもありますけれども、この際、今まで忙しかったんで、先生方も十分な休養を取っていただいて、新年度から始まるこのデジタル教科書や英語指導について、先生方もしっかりとこなし方、英語もある程度勉強もしてほしいし、そういった形の中へ取り組んでいただければなあと思っております。

それから学校の正規、非正規の職業ですけれども、非常に政府のほうも休まれる親に対して、企業に対して補償金を出すということなんで、うちの企業に当たるのかどうか分かりませんが、こういったパート従業員がおるところについては、こういったもののことが政府要請することができるのかどうか知りませんが、休業補償等してやってほしいなあと。正職員においては給料的なものがありますので心配ないかと思いますが、非正規の方についての仕事量が、時間が少なくなるということも、大変生活にも直結をしていきますので、できるだけこのあたり、政府のそういった対応について要請をしていただきたいと思います。

それから家庭訪問ですけれども、今、なかなか外出ができないんですけれども、面接ができる

限り、ある程度家庭訪問もしてほしいなあと思いますし、この間の話でいくと、散歩ぐらいどうも対応しているようなところもあるようですけれども、してほしいなあと思います。

それとまた、学園構想においては、そういった話についてもお互いに意見交換なんかをこの機会を通してやっていただきたいと思います。

それから、最近の新聞ですけれども、休校しているうちの子供の運動不足が非常に心配されている。保護者の調査で7割が困っているというような報道がされておりますので、またこういった形の中も進めていっていただきたいと思います。

学校のほうにも先ほど、今度18日にまた開かれて、いろいろ子供にも対策というか、話をするようですけれども、またひとつ教育長のほうからしっかりとした形の中で、こういったコロナウイルスに係らないような形の中でしっかりと進めていっていただければなあと思います。よろしくお願いいたします。

では、以上をもって終わります。ありがとうございました。

○議長（安藤浩孝君） 以上で、午前を休憩といたします。

再開は1時半ということにいたします。

休憩 午前11時36分

再開 午後1時36分

○議長（安藤浩孝君） それでは再開します。

次に、杉本真由美君。

○6番（杉本真由美君） それでは、議長のお許しを頂きましたので、通告に従い一般質問をさせていただきます。

まず1点目についてであります。SDGsの推進について。

2015年9月、国連サミットで採択されたSDGs、持続可能な開発目標は、誰一人取り残さないとの理念を掲げ、貧困のない持続可能な世界を次世代に受け継いでいくことを目指し、2030年までに達成するために掲げた17の目標、169のターゲット、230の指標を示し、既に世界規模で取組が始まっております。私たち公明党は、人間の安全保障の理念を盛り込み、紛争の温床を断つことにつながるSDGsの達成に向けて全力で取り組むことを決めております。

その実現に向けた国連加盟国各国により取組の進捗状況を確認する初の首脳級総会が、昨年9月にニューヨークの国連本部で開かれました。同総会で国連のグテーレス事務総長は、今のままでは30年に5億人もの人たちが極度の貧困状態に置かれていると指摘し、取組の遅れに対する危機感を示しました。この危機感を各国の首脳級が共有し、行動を加速することを誓う政治宣言を採択した意義は大きいと考えます。

政府は12月、SDGs達成期限までの残り10年を見据え、SDGs実施指針を初改定し、今後4年でより本格的な行動を加速、拡大する方針です。日本が世界を誰一人取り残されることのない持続可能なものに変革するとし、取組の遅れが指摘されている女性活躍の促進など、ジェンダ

一平等の実現や防災、気候変動対策を掲げました。

ジャパンSDGsアワード総理大臣賞を受賞した北海道下川町では、社会動態現象が緩和され、個人住民税収が16.1%増などの結果を得ており、持続可能な地域社会を実現できたと成果を示しました。

富山市では、施策の中でSDGsに当たるものについて、17のどの目標に該当するかマークを添付し、自治体として積極的に取り組んでいる姿を明確に示しております。

学校教育では、学習指導要領の改正で、持続可能な社会のつくり手の育成が明記され、積極的に推進することになりました。

まず1点目ではありますが、本町においてどのように取組を進めていくのかお尋ねいたします。

また、国内におけるSDGsの取組を内閣府が事務局となり、取組の促進を目的に設立された地方創生官民連携プラットフォームがあります。

北方町の目指す将来像や解決したい地域課題や今後の計画、予算など自治体や地域経済に新たな付加価値を生み出す企業、専門性を持ったNGO、NPO、大学、研究機関等とマッチング支援をしております。まち・ひと・しごと創生基本方針2017の中で、地方公共団体における持続開発目標の推進が盛り込まれております。

2点目についてではありますが、よりよい北方町を目指し、地方創生SDGs官民連携プラットフォームを活用できないでしょうか、お尋ねいたします。

持続可能な北方町づくりを目指し、SDGsを具現化していくためにも、町職員の理解度が求められます。

岐阜市におきましては、職員向けのSDGs研修会をされました。講師からSDGsのポイントについての説明を受けた後、グループに分かれて2030年までの道のりをシミュレーションするカードゲームをする研修会だったそうです。カードゲームに取組ながらSDGsの視点を市政に考えることができたとの感想もあったそうです。

3点目について、本町におきましても政策立案に携わる職員の研修会も必要ではないかと思いますが、どのようなお考えかお尋ねいたします。

よりよい未来を目指して、町や企業、各種団体、NPO、教育機関、個人などと連携しながら、様々なことをSDGsの理念をより多くの皆様に知っていただくことから始めないといけないと考えております。

4点目、町民の方へのSDGsの理解、認知の取組について、どのようなお考えかお尋ねいたします。

また、日本ユニセフ協会と外務省が制作したSDGsの副教材が全国の中学校への配付が始まり、子供たちの学習に活用され始めております。

SDGsは、実際の世の中の課題を示した答えのない問題集であり、社会と学びをつなぐよいアイテムだと思います。この副教材を実際に活用した教諭は、教科書に載っているから、テストに出るからと学ぶものではなく、自分自身が未来をつくると実感できる、そして考えることで頭

に残り、問題解決能力も身につく、子供がその学びを家庭で親に伝えることも重要な意味があると話しています。今の中高生の子供たちが2030年には社会人になっている人も多いと思います。そのときに、SDG sの実現に積極的に社会の使命を持っていくことが、社会のためにも、一人一人の人生のためにも重要になってくると考えます。現在の積み重ねの先に未来が広がっていきます。

このようなことから、5点目になりますが、学校教育でのSDG s教材の活用についてのお考えをお尋ねいたします。

○議長（安藤浩孝君） 臼井総務課長。

○総務課長兼防災安全課長（臼井 誠君） では、SDG sの推進についてお答えします。

北方町においては、現在策定中の第2期総合戦略における取組について、SDG sのどの目標に該当するか記載をしております。

地方創生SDG s官民連携プラットフォームについても参加し、町として取り組んでいけないものがないか検討していきたいと考えております。

職員の研修につきましては、岐阜市との広域連携の中で研修の参加等を要望していきたいと考えております。

町民に対しては、ホームページ等でSDG s自身についての紹介をすることのほか、総合戦略での町の取組を紹介することで理解等を求めていると考えております。

学校教育においては、中学校の社会科や理科などの学習内容に持続可能な社会をつくることを題材としたものがあり、持続可能な社会を実現するために解決すべき課題に対して、これまでに学んできた知識や社会的な物の見方、考え方、資料活用能力、表現力を駆使して課題を追求しています。この過程において、教科書、資料集とともにSDG sの副教材も学校において有効に活用していただけるよう考えておりますので、御理解いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（安藤浩孝君） 杉本議員。

○6番（杉本真由美君） 答弁ありがとうございました。

新聞社によるSDG sの認知度のアンケート調査があります。そのアンケート調査によりますと、地域的には東京都とか神奈川県に住む3,000人の方を対象に調査を実施し、SDG sという言葉聞いたことがあるかという質問に「ある」と答えた方が27%です。

また、違う同様な調査を行っているところがしたところ、20歳以上の男女1,000人を対象にSDG sに関する調査を実施、SDG sについて知っているか聞いたところ、認知度は37%でした。

その中で、回答者をビジネスパーソンに絞ると44%、またその中で株式投資者のみでは50%に達しているという調査結果がありますが、なかなかまだ現時点においてはまだ知られていないということがあると思います。

また、自治体ではどうなっているんでしょうかということで、内閣府は19年に、SDG sに関する自治体の取組状況も調査しております。SDG sを推進している自治体は13.4%ということが分かりました。具体的には、自治体内部の勉強会や地域住民向けのセミナーの開催、地方版総

合戦略への明記、環境基本計画などへの反映が上がっております。

先ほど答弁の中に、地方創生SDGs官民連携プラットフォームを活用していくという答弁がございましたが、12月16日現在では1,108の団体が参画されております。岐阜県においては、令和元年の9月末ではありますが、岐阜県をはじめ10市3町が参画をされております。

自治体のリクエストシートの一覧を見てみますと、岐阜県では揖斐川町が12月末にリクエストシートを出されております。その中には、Society5.0のまちづくりの推進、健康寿命の延伸、誰もが活躍するまちづくり、森林資源の活用、地域エネルギー地産地消のまちづくり、SDGsを職員に認知させるための手法など、達成したいゴールが11、15、17と上げられております。

今回活用していくということでしたので、本町としてはどのような、もし具体的な取組がございましたらお答えいただきたいと思っております。

○議長（安藤浩孝君） 臼井総務課長。

○総務課長兼防災安全課長（臼井 誠君） SDGsの取組につきましては、既存のやっております事業に加えまして、例えば自治体職員、またその家庭や仕事におきまして身近なところから、あまりハードルを高くするとなかなか難しいので、まず身近なところから、例えば食品ロスの関係であったりとか、環境に配慮した行動などを取れるような、そういったから始めることも一つではないかと考えております。

○議長（安藤浩孝君） 杉本議員。

○6番（杉本真由美君） 分かりました。ありがとうございます。

自治体の事務が行う全てのSDGsにつながるということで考えておられます。

北方町の子ども・子育て支援事業計画では3番、また今回議案に出されております地域福祉計画・地域福祉活動計画については3番の全ての人に健康と福祉を、また北方町の教育振興基本計画には4番の質の高い教育をみんなに、先ほど言われました地方版総合戦略の中には11番の住み続けられるまちづくりをと、この全てがSDGsの17の目標に関する事業を皆さんが取り組んでみえております。

今回、町長が2期目に当選されまして「“つながり”で築く躍動するまち北方」というふうに言われております。それに向けて、またSDGsが取り込めるところがございましたら積極的に取り組んでいただきますようよろしくお願い申し上げます。1問目の質問を終わらせていただきます。

次に、2問目についてであります。

食品ロスについてお尋ねいたします。

これは、SDGsの目標の12「つくる責任つかう責任」に当てはまります。

食品ロス削減推進法が、昨年5月に公明党参議院議員竹谷とし子議員の推進により成立いたしました。これにより、まだ食べられる食品が大量に廃棄される現在の社会の見直し機運が高まっております。

地球上には世界の人口75億人を十分に賄うことができる食料があります。現状は9人に1人、

約8億2,100万人が飢えに苦しんでいます。

日本も食品ロス大国の一つであります。日本で発生するその量は、国民1人当たり毎日お茶碗1杯分の御飯を捨てている計算になり、国連が途上国に食料を援助する量の2倍にも相当します。いかに多くの食品が廃棄されているか認識できると思います。

食品ロスは、コンビニやスーパー、ホテルやレストランから出る事業者の食品ロスは全体の半分です。残りの半分は一般家庭から出ています。町民の皆様が心がけていただくことが、効果を十分上げることが期待できます。

また、半分である事業者である町内の飲食店には、小盛りメニューの導入や持ち帰り希望者への積極的な対応など、町民と事業者が一体となって食品ロスの削減に向けての取組を進めることが重要であると考えます。

県におきましても、平成30年度からぎふ食べきり運動を推進し、3010運動の取組や小盛りメニューの導入や食べ残しを減らすための呼びかけなど、ぎふ食べきり運動に協力いただく飲食店等の協力店、協力企業を募集し登録をしています。

そこでお尋ねいたします。

本町におきまして、一般家庭や町内の事業者の方々への食品ロスに対しての認識の周知と削減に向けての啓発について、どのようなお考えでしょうか。

また、まずは行政に携わる私たちから取り組むべきではないでしょうか。数多くの自治体が取組んでおります3010運動です。忘年会、新年会、懇親会など宴会の食べ残しを減らすために、宴会開始の30分と終了前の10分は自分の席で食を楽しむ。

先進事例の長野県松本市では、3010を記したコースターを市で作成し、市内の飲食店に置いてもらうなどして広く市民に呼びかけたところ、1年間で飲食店での食べ残しが半減するといった効果があったそうです。効果は食品ロス削減だけではないと思います。しっかり食べた後、飲むことになりますので体に優しいです。また、お料理を提供してくださるお店の方にも、食べ残しがないことで感謝の気持ちを伝えることができます。生ごみ処理費の削減にもつながります。

本町においても、まず行政に携わる私たちから3010運動を率先して取り組み、町民の方に波動を起こしていくべきだと思いますが、いかがでしょうか。

以上、質問を終わります。

○議長（安藤浩孝君） 山田都市環境課長。

○都市環境課長兼上下水道課長（山田 潤君） 食品ロス削減についてお答えいたします。

本町はこれまで、平成24年度に策定した北方町一般廃棄物処理基本計画に基づき、ごみ分別方法の見直しやごみ有料化を実施することで、町民や事業者からの廃棄物の排出抑制に努めてまいりました。しかしながら、本町の可燃ごみの排出量は、ここ数年微増傾向にあるのが現状であります。

議員御質問の食品ロス削減は、廃棄物の排出抑制にもつながる重要な取組であると認識しており、食品ロス削減を推進するためには、議員同様の考えと同じ、町民と事業者が一体となって進

めることが必要であると考えています。

今後は、県が推進しているぎふ食べきり運動を町でも推進し、町内の飲食店などに働きかけ、本運動の趣旨を理解していただいた上で、協力店や協力企業として登録していただくよう進めてまいります。加えて、広報やホームページを活用した情報発信や町民が集まるイベントなどの機会も利用し、普及活動に努めてまいりますので、御理解のほどよろしくお願いたします。

中でも、3010運動の取組については、まずは職員から率先して3010運動を進めてまいりたいと考えています。議員の皆様におかれましても、職員同様3010運動に取り組んでいただけますと幸いです。御協力よろしくお願いたします。

○議長（安藤浩孝君） 杉本議員。

○6番（杉本真由美君） ありがとうございます。

食品ロス削減に向けて進めていただくということをお聞きしましたので、ありがとうございます。

国においては、昨年10月1日に食品ロスの削減の推進に関する法律が施行され、この令和2年3月までに食品ロス削減推進会議において、消費者が事業者、地方公共団体の役割等を盛り込んだ基本方針が策定されることになっております。この基本方針を踏まえて、地方公共団体は食品ロス削減推進計画を定めるよう努めることになっております。

また、県においても計画を定めるとしておりますので、北方町におかれましても計画のほうを進めていただけたらと思っております。

季節柄、歓送迎会を迎える季節でありますので、職員の皆様、私たちも同然でございますが、3010運動に心がけていきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

以上で2問目は終わります。

3問目、保育園周辺にキッズゾーン設置についてお尋ねいたします。

昨年5月、大津市で散歩中の保育園児らが死傷した交通事故を受け、国や自治体は未就学児の事故防止対策を進めています。その一つに、保育所などの施設周辺で運転手に注意を促すキッズゾーンの整備があります。

昨年11月に内閣府と厚生労働省は、キッズゾーンの整備を促す通知を出したと聞いております。キッズゾーンは、主に小学校周辺に設定された既存のスクールゾーンに準じる安全対策の重点地域で、保育施設を中心に、原則半径500メートル以内を対象範囲とし、園児の散歩コースなどを踏まえ、自治体が保育園施設、道路管理者、警察などと協議して設定するものです。

通知では、キッズゾーンで行う安全対策の例として、園児が通行する可能性を知らせる路面塗装やガードレールの設置、園外活動を見守るキッズガードの配置などを提示、実施に向けて自治体の保育担当部局などが中心となり、道路管理者や警察と検討するよう要請しています。

未来の宝である子供たちを守るためのキッズゾーンの設置計画をお尋ねいたします。

○議長（安藤浩孝君） 木野村福祉健康課長。

○税務課長兼福祉健康課長（木野村英俊君） 保育園周辺にキッズゾーン設置についてお答えしま

す。

町立保育園では、昨年、園外活動のコースについて、北方警察署、役場防災安全課、都市環境課と共に危険箇所点検を実施しており、その中でコース変更の検討や園児の事故防止を図るため、できる限り多くの保育士を園外活動に従事させるなど、安全対策に努めております。また、これらの対応に当たるため、防護柵等の設置について、補正予算を今議会で計上しているところです。

設定に当たっては、一時停止や一方通行などの交通規制をする必要があります。町立保育園周辺には、生活道路だけではなく幹線道路もあり、近隣住民の意向や地域の実情に即した対応が必要であると考えています。

また、キッズガード配置の積極的な推進も求められていますが、人員の確保や費用等の課題もあります。

したがって、現在のところキッズゾーンの早急な設定は難しいと考えておりますが、保育園周辺での安全対策は重要であると認識しており、今後も引き続き路側帯等の確保などの環境整備や、毎月保育園で実施しています命を守る訓練の交通安全教室の充実などを進めていきたいと考えておりますので、御理解くださるようお願いします。

○議長（安藤浩孝君） 杉本議員。

○6番（杉本真由美君） ありがとうございます。

安全点検をしていただいてコースの変更とか、また園外保育では、保育士を増やすなどのことをしていただいているということのを伺ってよかったですと思いますが、昨年の12月に緊急点検結果を政府が公表いたしました。それによると、幼稚園や保育所を含む全国の約6万2,000施設の通園路や散歩道などのうち、安全対策が必要なのは延べのほぼ半分ぐらいですが、約3万6,000か所にも及んでいるそうです。小学校などの通学路は、過去の全国点検で判明した危険箇所7万4,483か所のところ、約97%が対策が完了しております。

また、北方町においても、学校周辺ではスクールゾーンが設置されております。まだまだ未就学児の安全対策が、また新たな課題となって浮かび上がっているという公表がされております。

また、先ほど答弁でございましたが、国土交通省は、未就学児らの交通安全緊急対策として2019年度補正予算に国道などの改修、整備で22億円を計上されております。

今回、北方町においても補正を組んでいただいて、交差点5か所に防護柵を設置していただくということで、計上してくださっております。

また、今回またさらに国においては、20年度予算案で、自治体が生活道路の安全確保などに使える個別補助制度も創設し、対応を後押しするという方針も出されておりますので、まず活用できることがございましたら、率先して今回みたいな補正を組んでいただきまして、安全に整備していただきたいなと思います。

以上で、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（安藤浩孝君） 次に、石井伸弘君。

○1番（石井伸弘君） それでは、質問させていただきます。

1点目は、中学生を対象とした学習支援についてであります。

現在、北方町の小学校では放課後学習支援事業等が行われ、学校での学びの機会の提供のほか、学習そのもの、学習習慣を身につけるサポートが行われています。児童、保護者の評価も高く、すばらしい取組だと存じます。

さて、中学校に通う生徒を持つ保護者世帯においては、高校進学率がほぼ100%、大学、短大進学率が2018年度の統計では57.9%に達する中、難関校への進学を目指すにせよ、授業についていくことを目指すにせよ、学校の授業プラスアルファとして塾、家庭教師等の利用を考えることは一般的な感覚であるように思います。

ところが、この塾の費用を知るにつけ、一保護者としても驚きを禁じ得ません。もちろん民間サービスですから、価格の高い安い、評判のよい悪い塾が様々にありますが、集団授業形式の塾に見積りを頂くと、中学1年生でおよそ年間で30万から40万円くらいは普通にかかるとのこととす。

文部科学省が2019年12月に報告した2018年度の子供の学習費調査の結果では、公立中学校1年生の学習費平均は11万774円、同じく2年生が17万8,408円、同じく3年生が31万3,780円で、公立中学校に通っていても3年間でおよそ塾代だけで60万円を超える費用が発生することになります。この調査では、塾以外にも家庭教師をつけたり、参考書を買ったり、そのほかの習い事といったものを含めると、平均で中学3年間で約91万円かかるとの報告がなされています。この調査では、世帯所得別の補助学習費の統計も出されていますが、当然ながら世帯所得が下がると補助学習費の支払い額も下がっています。

よくメディア等に出てくる経済評論家が、子ども手当に手をつけずにためておけば、18歳までで200万円くらいはたまります。大学入学費と1年目くらいは賄えるんですといった発言をしていますが、中学3年生の子供を持つ友人は、ためていた子ども手当は塾代で全部なくなったとのこととす。

一方、北方中学校は、要・準要保護生徒に対する就学援助を行っている生徒数が昨年度で87名に上りました。親の所得や生育環境の違いが子供の学びの差につながってはならないと考えます。

教育委員会、各学校の校長をはじめとする教職員の皆様が、公教育の現場で大変な思いをして日々子供たちに教育をしてくださっていることは、最大限の感謝とともに承知しております。しかしながら、学校教育における機会均等が果たされても、それ以外の部分で大きな差がついてしまう現実をどうしても感じてしまいます。この現状を変えるために、大阪市では、一定の所得金額以下の中学生の保護者を対象とした、月額1万円を上限として塾、習い事代等を支払う塾代助成事業を平成24年から実施しています。ほかにも同様の事業を実施している自治体は複数ありますが、制度の特徴として、子ども手当のように現金を支出し、そのお金を何に使ってもよいというものではなく、子供の学びのためだけに用途を限定していることが上げられます。

北方町で要・準要保護生徒の中学生のみを対象として大阪市と同様の事業を実施すると、およそ最大で年間100万円、大阪市の場合、利用を希望しない世帯もあり、およそ5割の利用率とな

っています。つまり、年間約500万円あれば大阪市と同様の事業が実施できます。

もう少し費用負担の少ないメニューも考えられます。大阪府寝屋川市では、いち早く2013年度から小・中学校のICT化を進めていましたが、そのタブレット端末で使える民間の学習教材を導入することで、希望する全中学生がタブレット端末を使ったリクルート社が提供する学習支援教材スタディサプリによる自宅学習が無料でできるようになっています。

現在、中学生向けのタブレットを使った学習教材は、個人向けの提供価格はどの企業も月額数百円台から3,000円程度です。寝屋川市の例では、大口契約だったこともあって通常価格の半額程度での契約になっているとのことでした。

なお、寝屋川市の場合、タブレット端末を使った学習だけでは不十分との認識から、教育委員会が主催し、小学5年生から中学生までの全児童・生徒を対象とし、希望者に無料の個別指導教室を民間の教育事業者に委託し、月2回開催するようになっています。

北方町でどの程度の値引きが可能になるかは不明ですが、それでも200から300万円程度あれば学習環境の底上げが可能になると思われれます。

そこで御質問いたします。

主に中学生における学校外の補助学習費が高額となっていること、そのことで保護者の所得の違いによる学習機会に差が生じていることについてどのように考えていますか。

また、中学校における教育を補う目的で、要・準要保護世帯を主な対象とした学習支援事業を行うことについてどのようにお考えになりますか。

○議長（安藤浩孝君） 名取教育長。

○教育長（名取康夫君） 中学生を対象とした学習支援についてお答えします。

教育委員会として学習に対する最も大切な考え方は、子供たちにとって必要な教科指導は学校教育の中でやり切ることです。そのため、学校においては習熟度に応じた指導方法の工夫や、個に寄り添った丁寧な進路指導等に精いっぱい努めています。北方中学校においても、学習や進路の面で成果を上げています。

一方、塾などの学校教育を超えた補習学習については、保護者の教育方針や責任において行うものであると捉えています。

また、学習に関し、経済的な支援が必要な生徒の保護者に対しては、学用品費、学習活動費、給食費等の支援を行っておりますので、その金額については、今後の条件を併せて検討していきたいと思っております。

○議長（安藤浩孝君） 石井議員。

○1番（石井伸弘君） ありがとうございます。

学校の公教育の現場でずうっと長く関わっていらっしゃった教育長はじめ皆様のお答えとしては、恐らくそうなるだろうと思えますし、それはすごく納得感のある話ではあるんですけども、一方で、でもやっぱりその補助学習を受けることで、これは学習だけに限らずですけども、例えばスポーツ選手のプロリーグを目指すような子供が、そういった授業、そういったサポートを

学校教育の中だけで受けられるかといったらやっぱり違うわけですし、そこはもちろん公教育を提供するお立場の教育長さん、皆さんのお考えであれば、そのようにお答えになるのは至極全うだと思うんですけども、そうは言いつつも、現実として子供たちが学んだり成長したりする過程において差がついてしまうということについては、やはり懸念を覚えています。

これは、町長が教育立町という言葉をお使いになって、教育を盛んにして、教育がこの北方町の中ですばらしいものを受けられる環境になるんだというところを御示唆されていますけれども、学校の中だけでももちろんできれば素晴らしいことだと思うんですが、学校の中だけではできないこともたくさんありますし、そこについて、所得の格差が子供たちの学ぶ機会の格差になってはいけないというふうに思っておりますが、その辺のところについてももう一度御回答いただければと思います。

○議長（安藤浩孝君） 名取教育長。

○教育長（名取康夫君） 御質問のことに关しましては、基本的には手厚く学習支援を修学旅行や休日学習等で行っており、学習に困らないように精いっぱい支援はしている、経済的にもしている現状であると思っております。

先ほど議員御指摘の、所得が高いと補助学習、塾代が高くなるというのは自然の成り行きですので、一人一人にとって差があるかどうかまでを示すものではないと思うんですが、やはり確かにそれぞれの願いや目標に合った教育がマッチしているかというところについては、当然課題はいろいろあると思うんですが、学校教育の中では、当然私たちの立場としてはやり切るつもりでやっていくべきであると思うんですが、それを補うものとしては、今度の学園構想の中でもコミュニティ・スクールであるとか、あと社会教育においてスーパー土曜授業であるとか、ふれあい教室であるとか、そういったいろんなところの支えがある中で、特に義務教育学校のすることで、今は小学校のコミュニティ・スクールが盛んに行われていますが、中学校はなかなか入り組んでいて進まないというのもあって、今度の学園構想の中では小中一貫ということで、中学も含めていろんなところから支援を頂けるような組織を上げて、塾代を出すのではない別の方法でやっていきたいと思っております。

○議長（安藤浩孝君） 石井議員。

○1番（石井伸弘君） 何らかの形でそのサービスというか、形であれ現金であれ、子供たちの教育機会が担保されるということであれば、それは結構なことだと存じます。

ただ、例えばスーパー土曜授業であったり、生涯学習センターきらりで行っているプログラム等を拝見しましても、決して子供たち、本当に来てほしいような世帯のところに行くような内容であったり、カリキュラムであったりというところではやや疑問があります。そこは、よく来る子供たち、もしくは楽しめることができる子供たち、もしかすると世帯の子供たちが多く来ているように見受けられますし、来ていらっしゃるお子さんの数も決して全体の子供の数の中からいうと多くないように、先日資料のほうも拝見させていただきました。なので、今のお話でいうと、その周辺サービスを、周辺の学ぶ機会を増やすんだというところで、これはとてもい

いことだと思ふんですけれども、一番困っているという言い方は変ですけれども、お金で解決できない世帯の方たちにちゃんとサービスが届くようなプログラムづくりをぜひしていただくとありがたいかなあとと思います。

以上で質問を終わります。

2つ目につきましても、教育に関して御質問させていただければと思います。

民間事業者を活用したアダプティブラーニングについてお聞きしたいと思います。

北方学園の目玉としてICT環境の整備を掲げることは、現在の子供たちの置かれた状況から大変結構なことだと思いますが、せつかくのタブレット端末を学校教材のみの理解のために使うのではなく、民間事業者の知見やサービスもうまく生かしていくことが大事なのではないかと考えています。

先日、北方中学校におけるプログラミング学習の授業も拝見させていただきました。見学者が大量にいたせいもあるのかもしれませんが、生徒が真剣に課題に取り組む姿勢に感銘を受けました。1人に1台パソコンがあり、一人一人が課題を設定して自分で取り組んでいるからこそその集中だと感じました。

タブレット等ICT環境を整備することは、従来の一斉授業方式から個別の学習深度、理解度に合わせて個別に学習を深めることができることが最も意味のあることだと思います。単に複数の教科書が1台のタブレットに収まったということだけでは何のための導入か分かりません。

一般的な理解として、パソコンはOSやアプリケーションがなければただの箱でしかありません。現在、我々が使うスマートフォンには無料の優秀なアプリケーションがたくさんありますが、これらは全て広告と連動され、結果的に無償で使える優秀なアプリケーションはほとんどありません。教育ビジネス、ITビジネスに携わる民間事業者も、工夫を凝らしたアダプティブラーニングによる個別学習ができる仕組みを提供してします。

埼玉県戸田市や仙台市など、文部科学省が学校ICT環境整備促進実証研究事業として行っている事業などでも、教育ベンチャーCOMPASS社が提供する優れたインターフェースを持つサービスが公教育の現場に導入されています。

ある埼玉県の私立小学校は、このCOMPASS社のAI学習ソフトの導入を先生の宿題の丸つけにかかる時間の解消、宿題を間違ったままにしないことを目標として取り組み、結果として、まだ未集計ではあるが、成績は向上しているという成果を1年で上げています。導入の結果、一斉授業をして宿題を出すというプロセスそのものが見直され、結果として反転学習をするようになった、授業の在り方そのものが変わりつつあるという評価をされていました。

この小学校では、このソフト導入経費については1人月額数百円のコストであり、通常の学習教材費として保護者から徴収しているとのことでした。保護者としても、一人一人に合った効果的な学習ができるのであれば、その程度の学習教材費負担は可能だと思われます。

残念ながら、現在の北方町の予算からはタブレットを入れることが目的になって、入れたタブレットで何をするかということが見えてきません。

また、教員の皆さんも、従来型の一斉授業で教えるスタイルについては優れた知見をお持ちでも、タブレット等を使った新しい教育の在り方については手探りだと思われま。そこは、餅は餅屋で、教育サービスを提供する事業者の力を借りるほうが効果的であると思われま。

最も価値があり、お金がかかるものは、現在、ハードウェアではなくソフトウェアです。ハードウェアは多少安いものであってもよく、よりよい事業者と提携し、最新の知見とノウハウを持ったサービスをきちんと購入し、使用していくことが今後の教育行政には求められると思われま。そこで御質問いたします。

今回の小・中学校におけるICT環境整備で、どのような成果を目指しているのかお教えください。また、ICT環境を整備した後、子供一人一人に個別最適化された学習システムを提供する民間事業者と提携する予定がおりかどうか、お聞かせください。

○議長（安藤浩孝君） 名取教育長。

○教育長（名取康夫君） 民間事業者を活用したアダプティブラーニングについてお答えをします。

本町では、国の施策に先駆けて1人1台タブレットのICT環境整備を打ち出しているところ。その目的は、子供たちの将来を見通し、タブレットをノートやコンパスなどのように文房具として使いこなすことができるようにすることで、情報活用能力や思考力、表現力を育てるとともに、個別最適化学習に役立てようとするものです。

具体的には、来年度から新しくなる小学校の教科書のQRコードに対応する調べ学習に活用する、プレゼン資料を作成して発表する、プログラミング学習を行うなどの多様な活用を想定しています。

また、個別最適化学習については、県教委のシステムを活用したり、大学等との連携を図ったりして進めていきたいと考えており、今のところ民間事業者と提携する予定はありません。

○議長（安藤浩孝君） 石井議員。

○1番（石井伸弘君） ありがとうございます。

うちも息子が小学生でおるもんですから、この早い春休みというか、休校措置の中、初めてタブレット学習というものに取り組みさせています。やってみると、やっぱりすごく反応が違って、例えば漢字ドリルであっても、ただ単に書いているものから、ちゃんとその場で丸つけをしてくれる教材等に変っています。

ただ、これも私のところに今入れているのは無料のものですけれども、有償のものと比較すると何が一番違うかという、どちらも子供がやるということにおいては同じような仕組みを持っているんですけれども、保護者であったり、指導者である先生であったりが、どの程度この子は進んだのか、どの程度やっているのか、どの程度どこが間違っているのかといったことの指導者側の目線をうまく活用できる知見が、やっぱり民間事業者の有償ソフトにはすごく手厚く備わっているなあというふうに感じています。

私、残念ながらその県教育の方がつくられたサービスをちょっと使ったことがないもんですから、もしかしたら先生のほうにフィードバックがうまく返ってくるものになっていらっしやるの

かもしれないので、そこはもしかしたらとんちんかんな話をしているかもしれませんが、子供にやらせてみて一保護者として思うのは、やっぱり子供が間違ったところをそのままにしないということはずごく大事だし、子供が興味を持ってやってくれるようになることはすごく大事だと思っているんですが、それをお尻をたたく仕掛けというのはやっぱりすごく大事で、その結果が単なる1回やって楽しかったねではなく、継続的に学習能力を高める、もしくは習熟度を高めるというところにつながっていくのかなあと思っています。

現状のところでは導入される御予定がないという話でありますけれども、将来的なところで費用負担を保護者がするというのも含めて、何がしかいいものはとてもいいサービスとして出ておりますので、検討なさってはいかがかなあと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（安藤浩孝君） 名取教育長。

○教育長（名取康夫君） まずは取り入れて道具として使う、ドリルとして使う、個別最適化と大きく分けて2つ目的があると思うんですが、いきなり全てを完璧なものというのは難しいですので、まずは道具として必要なツールは、プレゼン資料であるとか、あとはカメラであるとか、いろんな編集機能はついてますし、プラスルームというような個の成績を拾うようなものも当然導入する予定ですので、その後、まずは費用のことも考えながら、県教委が教育学習ウェブシステムということで、議員御指摘のようなシステムを文科省と一緒につくっている部分もありますし、まるごと学園であるとか、費用のかからない方法でもいろいろやっているところがありますので、それを使いながら、こちらから学校にこれだというふうに押しつけということではなく、本当に必要なものは何かを使いながら検討していきたいなと思います。

○議長（安藤浩孝君） 石井議員。

○1番（石井伸弘君） ありがとうございます。

この領域は非常に新しい分野ですし、いろんな技術であったりサービスであったりが日進月歩で出てくるところだと思います。県の教育委員会で作られたサービスもきっといいものなんだと思いますけれども、それにこだわらずというか、いいものはいいというところで研究していきながら見ていただければいいなあとというふうに思っております。

関連すると、その現状、小学校、中学校にペッパーが入ってプログラミング学習で使われるというようなことでやっておりますけれども、これも残念ながら拝見していると、ペッパーが入ることがゴールになっているような気がして、ペッパーを使うことで何ができるかというところがいまいち深掘りされていないような気がしています。これは私の主観かもしれませんが、そのように感じておまして、あまり使わないものであるならば、ペッパーも含めて、それはサービスの終了ということでもう終わりにして、いいものを新たに取り入れるといったようなことをなさってはどうかかなあとというふうに思っております。

なので、今回、私からはいいものをぜひ研究しながら取り入れていただければいいなあとというふうに思いまして、質問を終わらせていただきたいと思います。ありがとうございました。

○議長（安藤浩孝君） 次に、安藤哲雄君。

○7番（安藤哲雄君） 議長の許可が出ましたので、早速一般質問を始めさせていただきます。

1つ目ですけど、防災備蓄倉庫についてですけど、町では、平成7年1月17日未明に発生した阪神・淡路大震災を教訓として、大規模地震（震度6以上）が発生した場合に備え、従来の北方町地域防災計画とは別に自主防災組織の育成と、大規模地震発生から5日間の初動態勢を中心とした大規模震災緊急対策計画を定めました。この計画により、1. 地区災害緊急避難連絡所の指定、2. 地区災害緊急避難連絡所での食料や飲料水等の確保、3. 地域住民の皆さんで組織された自主防災組織との防災協力体制が定められました。

これにより、平成8年度、宮東公園と条里公園に、そして平成9年度には中央公園に防災備蓄倉庫が建設され、備蓄資機材はそれぞれ翌年度に配備されました。その後、平成18年、八切公園にも建設され、今に至っております。

そこで、防災備蓄倉庫の備蓄資機材は時代の経過とともに必要な資機材が変化していくものと考え、今後、各4つの倉庫の内容と数量は十分に確保されているか再点検していただきたいと思っております。

それでは、平成25年9月と令和元年12月の防災備蓄機材の一覧表を参考に点検しますと、まず仮設トイレは各1基ずつの合計4基、簡易トイレは合計60基とありますが、大地震災害の備えとしては不十分であると思っております。業者と災害協定で必要数量を確保していればよいのですが、心配であります。

次に、ろうそくが合計約3,300本とありますが、火災予防の観点から危険で、これからはランタンとか、懐中電灯などが必要ではないでしょうか。

そして、これからは新型コロナウイルスなどの感染症の備えとしてマスク、消毒用アルコールなどが必要であります。

その他、毛布の枚数も少なく、全体で2,240枚、八切公園では、なぜか500枚から190枚に減少しています。

そして、この10年以上の間、平成18年から今年まで、第1エリアから第5エリア内の人口増減があり、増加しているのは第1エリア、プラス536人の3,502人、逆に減少しているのは第3エリア、マイナス620人の3,394人であり、その数量の調整はしていますでしょうか。

最後に、第3エリアの緊急避難連絡所である北方西小学校は3年後に廃校で、代替施設としてきらりホールを予定しているのかお尋ねいたします。

○議長（安藤浩孝君） 高崎防災安全課主幹。

○防災安全課主幹（高崎健一君） それでは、議員御質問の件についてお答えをさせていただきます。

まず、防災備蓄倉庫の備蓄資機材の再点検等について回答をいたします。

議員御指摘の簡易トイレや毛布を含めて、備蓄の数量につきましては、南海トラフ地震の避難者想定1,200人分の数は確保できているものと考えております。

次に、懐中電灯などの生活用品につきましては、なるべく各自で確保していただき、併せて数

日間の備蓄もお願いしているところであります。

また、防災備蓄倉庫は各エリアごとの倉庫ではございません。その中の備蓄数量につきましては、毎年度点検時に検討しております。

なお、マスクや消毒用アルコールなどは災害時の避難所生活における防疫上の備品であり、それは保健センターのほうで備蓄しております。

最後に、第3エリアの緊急避難連絡所でございますが、現在は西小学校の取壊しも決まっておられませんので、そのときが来ましたら検討しますので、よろしくお願いいたします。

○議長（安藤浩孝君） 安藤議員。

○7番（安藤哲雄君） マスクは福祉健康課の保健センターで6,000枚備蓄されておると聞いていますが、これは町の人口1万8,500人に対しても、そして各地町内に医療機関がたくさんありますが、そこが足らなくなった場合において備える意味にしても、6,000枚というのはもう全く不足していると思うんですね。今後は福祉健康課だけではなく、各課で備蓄検討していただいて、最低限総務課とか、防災安全課は必要であると考えます。

これからも何年間に1度こういった新型コロナウイルスの感染症が発生すると思われまので、10年に1回か、何年に1回か分からないですけど、その点ぜひよろしくお願いいたします。

そして、備蓄資材のリストにアルファ米5種類ありますが、これは現在全く備蓄ゼロですけど、リストには載っているんですけど、これはいつ頃備えるのかということもちょっとお聞きしたいです。

○議長（安藤浩孝君） 高崎防災安全課主幹。

○防災安全課主幹（高崎健一君） すみません。今、御質問いただきましたアルファ米につきましては、今年度もう発注を済まして、ちょっと遅れていて申し訳ないんですけども、備蓄する予定でございますので御理解ください。

○議長（安藤浩孝君） 安藤議員。

○7番（安藤哲雄君） では、いつ災害があるか分からないので、早急にお願いいたします。

では、2番目に進みます。

上水道水源地と公共下水道、ふれあい水センターの水害対策・停電対策についてです。

昨年10月12日、台風19号は静岡に上陸し、東日本を縦断。平成以降で最大級の被害が出ました。この台風の大雨により長野市の千曲川の堤防決壊など洪水になり、全国で死者90人、行方不明5人、避難者2,669人、住宅全半壊1万1,685棟、住宅浸水（床上・床下）6万4,305棟、土砂災害20都県884か所、堤防決壊71河川140か所となり、台風本体の風よりも大雨による被害が甚大でありました。

本町においては、幸い大きな被害はなかったものの、最近の異常気象は異常ではなく普通になりつつあります。町の大きな水害の記録は、1976年（昭和51年）の9・12水害で、長良川が安八町地内で堤防決壊し、床上浸水が多数ありました。このとき上水道は、前年の昭和50年に給水開始されましたが、被害は定かではありませんが、今は公共下水道もあり、大きな水害があれば両

方とも機能はストップするでしょう。

気象研究所の主任研究員によると、気温が高くなるほど雨のもとになる水蒸気が大気中にため込まれる。その量は1度上がると7%増えるとされる。そして、100年に1度という記録的大雨の頻度について、気温が2度上がると最大2割増え、4割上がれば最大5割増しになると予測。堤防決壊や浸水による被害を大きくさせる可能性があると言っています。

そこで、2019年4月に改定された洪水ハザードマップを見ると、浸水の深さは上水道水源地が最大3メートル、下水道のふれあい水センターが最大5メートルと、水害対策がなされていない現状では停止し、町民に大きな負担を及ぼすと考えます。

特に下水処理場は、効率面から自然流下を基本として河川の下流域に設けられることが多く、機能停止の主な原因は電気系統の故障であり、浸水対策として防水扉をつけるなど必要があると考えますが、いかがでしょうか。

また、昨年台風19号の被災の長野、福島などの下水処理場は、電気系統が浸水して完全復旧までは1年以上かかると言われています。本町でそのようにならないための対策が急がれます。

次に、停電の場合を想定すると、台風による大規模停電で、記憶にも新しい一昨年9月4日から5日にかけて県内20万戸、そして本町でも各地で発生しました。その他落雷による停電が昨年上水道水源地であり、幸いにも短時間で復旧し、大事に至らなかったものの、今後も起こる可能性は否定できません。

そこでお尋ねします。

もし停電の場合、自家発電で対応するとありますが、どのくらいの時間もつのでしょうか。また、その燃料であるA重油や軽油の調達先のガソリンスタンドなどは、被害が多方面に及ぶとすぐに来られない場合があり、備蓄なども必要ではないかと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（安藤浩孝君） 北中上下水道課主幹。

○上下水道課主幹（北中龍一君） ただいま議員からのお尋ねの上下水道施設の水害、停電対策の2点についてお答えをいたします。

1点目、上下水道施設への防水扉の設置についてであります。

昨年4月に改訂されたハザードマップにおきまして、水源地とふれあい水センターの想定浸水深がそれぞれ引き上げられました。上下水道の事業着手時と現在では気候条件も異なっており、当然このような事態を想定してはおりません。

議員が話されました北方町における水害の経験から、水源地は周囲の道路よりも1メートル以上のかさ上げ、ふれあい水センターは敷地全体のかさ上げのほか、敷地周囲に2メートル程度の高さで植樹の緩衝帯を設けて浸水を防ぐ計画となっております。仮に防水扉を設けて一部の施設への浸水を防いでも、ほかへの影響から機能停止する可能性がございますし、また施設全体を擁壁等で囲うには経済的な負担が甚大です。しかしながら、想定が見直されたことを踏まえ、今後、施設や設備の更新時に計画の見直しを検討してまいります。

次に、2点目の停電対策についてです。

施設ごとの発電設備の稼働時間ですが、水源地はA重油を燃料といたしまして6時間、ふれあい水センターは軽油を燃料として18時間稼働させることが可能です。

燃料備蓄の必要性については、被災地の安定供給が懸念されることから、平成26年4月に町内の燃料販売店と災害時における燃料等の優先供給に関する協定を締結しております。この協力業務に非常用発電燃料の確保及び供給を位置づけ、協力を要請することとなっております。

石油製品の備蓄は品質変化が生じやすいため大変難しく、軽油は6か月、A重油は3か月の使用推奨期間が設定をされております。このため、町で独自に備蓄をしておくことは経済面で不合理であると言わざるを得ません。加えて、備蓄に係る設備投資も相当なものとなります。

今後も安定的な燃料の供給体制を維持、確立していくために、あらゆる方策を研究し、経済的合理性を確保しながら必要な施策を講じてまいりますので、御理解くださいますようお願いいたします。

○議長（安藤浩孝君） 安藤議員。

○7番（安藤哲雄君） ありがとうございました。

今後、長寿命化工事とかいろいろ毎年やっておられますけど、そういったときに電源設備など上部に設けるとか、いろいろできることを少しでもして、機能停止にならないようによろしくお願いたします。これで終わります。

○議長（安藤浩孝君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

第3日は、3月19日午前9時30分から本会議を開くことにします。

本日はこれで散会します。

散会 午後2時47分

会議の経過を記載してその相違のないことを証するためここに署名する。

令和2年3月13日

議 長 安 藤 浩 孝

署 名 議 員 松 野 由 文

署 名 議 員 三 浦 元 嗣